議案第32号 規2-(1)

第3期静岡市教育振興基本計画の策定について

第3期静岡市教育振興基本計画を、次のとおり策定する。

令和5年2月24日提出

静岡市教育委員会 教育長 赤 堀 文 宣 (教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

1 内 容 別紙のとおり

2 提案理由 「第2期静岡市教育振興基本計画」の計画期間満了に伴い、令和5年度 から令和12年度までの8ヶ年間の本市教育について、ビジョンを示すとと もに教育振興のための具体的施策を総合的、体系的に位置づける「第3期 静岡市教育振興基本計画」を策定しようとするものである。

計画の策定に際し勘案した事項

本市教育を取り巻く環境 ~時代の潮流、我が国を取り巻く社会経済信勢~ ※主なもの



①SDGsの推進

地球規模の人類共通の課題に対応するため、「持続可能な 開発目標(SDGs)」の教育分野において、「すべての人々への 包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を 促進する」ことが求められています。

②Society5.0時代の到来

2030年頃には、IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技 術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超ス マート社会の到来が予想されています。

③自然災害、感染症等のリスクの増加

自然災害の激甚化・頻繁化や感染症、国際情勢の変化など、 想定外の事態が発生するリスクが増加しています。

④人口減少、少子高齢化に伴う

生産年齢人口の減少

本市の人口は1990年から減少を続けており、2020年の国 勢調査では70万人を下回りました。移住促進など、人口の社 会増のための取組を進めているものの、今後も更なる人口減 少・少子高齢化は避けられないと見込まれます。

⑤国の教育制度改革の動き

令和の日本型教育の推進や新学習指導要領の全面実施、 GIGAスクール構想の推進、こども家庭庁の創設、高等学校教 育の実現に向けた制度改革など、国においても時代に即した 教育制度の改革を進めています。

第2期計画の振り返り(主な取組)



①静岡型小中一貫教育の実施

小中一貫教育準備委員会の開催、小中一貫教育スポットグ ループによる実践研究等を経て、各グループが学校経営方針 及び教育課程を編成しました。なお、令和4年度より小中一貫 教育を全市にて一斉実施しています。

②ICT教育の推進

通信ネットワークを整備するとともに情報端末約49,000 台(小学生、中学生及び教員用)を配備しました。また、ICT支 援員を配置したほか、ヘルプデスク機能を有するGIGAスクー ル運営支援センターを開設しました。

③不登校対策の推進

教員の不登校対応力向上のための不登校対応研修プログ ラムの実施のほか、中学校に加え、小学校へのサポートルーム の新設と教育相談員の配置、訪問教育相談員の活用など、不 登校の子どもたちへの支援の充実に取り組んできました。

4)学校における空調設備設置、トイレ洋式化

市内小中学校の全ての普通教室への空調設備設置が完了 しました。また、小中学校校舎のトイレの洋式化については、 国の追加認証を活用し工事等の着手を前倒しすることで、事 業の進捗を加速させることができました。

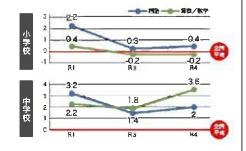
⑤地域学校協働活動の推進

「学校・家庭・地域 総がかりの教育」の実現を目指し、保護者、 地域住民等による学校支援活動(授業支援、環境整備、登下 校の見守り等)を全小中学校で実施しています。加えて、放課 後子ども教室を拡充し、地域住民等の協力を得て、子どもが安 全安心に充実して過ごすことができる体験・交流の場の整備 に取り組みました。

本市教育を取り巻く環境 ~本市教育の現状と課題~ ※まなもの



授業改善による学力向上



本市の児童生徒の学力は、学力向上 施策や授業改善等により良好な状態に ある一方で、子どもの身に付けた資質・ 能力の活用に関する授業づくりなどに依 然として課題があります。

引き続き学校におけるPDCAサイク ルを活用し、学力向上のための授業改善 の取組を推進する必要があります。

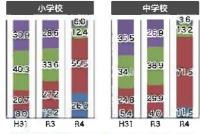
支援が必要な子どもへの対応



特別支援学級に在籍する児童生徒や 医療的ケア等特別な支援を必要とする児 童生徒は年々増加しており、さらにこれら の子どもの状況が多様化しています。

このため、個々のニーズに対応した支 援・効果的な施策の実施など、誰一人取 り残さない持続可能な支援が必要です。

ICTを活用した



■ほぼ毎日 ■週1回以上 ■月1回以上 ■月1回未満

全小中学校において1人1台端末を 整備し、個別最適化された学び及び協 働的な学びの実現に向けた体制を整え てきました。一方で、学校間や教員間で のICT活用スキルに差が生じていること から、今後も継続して学習支援体制の充 実に取り組んでいく必要があります。



第3期静岡市教育振興基本計画の策定



これまでの基本理念を継承しつつ、時代の潮流や我が国を取り巻く社会経済情勢などを踏まえ、本市教育の ピジョンと教育振興のための具体的な施策を総合的かつ体系的に示す「第3期静岡市教育振興基本計画」を 流流しました

本計画が目指すもの ~たくましく しなやかな子どもたち~



デジタル技術の高度化によるSociety5.0時代や少子高齢化による人口減少社会の到来、交通網や情報技 術の飛躍的な発展によるグローバル化のさらなる進展など、我が国は今、複雑で変化の激しい「予測困難な時 代を迎えています。

このような中でも、常に夢と希望を持ち、自らの豊かな未来を切り拓く、次代を担う『たくましく しなやかな子どもた ち」こそ、本市が目指す子どもたちの姿です。

たくましくしなやかな子どもたちの具体的な姿の例

- ●知識・技能のほか、柔軟に対応できる総合的な学力、豊かな ②自分の良さや可能性を認識しつつ、夢や希望に向かって努 心・感性、健やかな体を備えた子どもたち
- ②いつでも、どこでも、どんな状況でも、自ら考え、主体的に行 動することができる子どもたち
- ⑥困難なことがあっても、チャレンジ精神を持ち、粘り強く立 ⑥静岡市民として、地域社会や世界で活躍するグローカルな ち向かう力を発揮する子どもたち
- 力し、豊かな未来を切り拓いていく子どもたち
- ⑤多様な視点で物事を捉え、他人の考えを尊重し、協力し合 いながら問題解決ができる子どもたち
 - 視野・視点を持った子どもたち

計画期間



計画の対象



令和5(2023)年度から令和12(2030)年度まで の8年間を計画期間とします。

こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校を中 心として、子どもたちを取り巻く家庭、地域社会、これらを支える 行政を含めた教育に関わる取組を対象とします。



静岡市教育委員会事務局 教育局 教育総務課 TEL.054-354-2505 FAX.054-354-2472

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 ホームページ https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_000548.html

本市教育施策の基本的な方向性



「たくましくしなやかな子どもたち」を育てるために、4つの基本的な方向性のもと、19の施策を展開します。

方向性1

【子どもの知・徳・体の育成】

急激な社会変化にも対応しながら、自らの豊かな未来を 切り拓くことのできる力を持った子どもたちを育てる



2 将来の夢や目標を持っている児童生徒の

割合が全国平均と比較し「+1%」



···R4/小78.4%(79.8%)、中65.1%(67.3%)





※R8時点での自標値、 ()は全国平均

■国語、算数、数学の全国平均正答率と比較し、 小学校「+1%」、中学校「+3%」

- ···R4/小·国66%(65.6%)小·算63%(63.2%)
- ···R4/中·国71%(69%)中·数55%(51.4%)

施策 ①総合的な学力の向上

- ②豊かな心・感性の育成
- ③健やかな体づくり
- ④静岡市民を育てる教育(シティス゚ンシップ教育)
- ⑤国内外でグローカルに活躍できる人材の育成
- ⑥特色ある小中高等学校教育の推進
- ⑦教育DXの推進

主な取組

●学力向上支援策の推進

- ●地域・企業等と連携したキャリア教育の推進
- ●人権教育や生命を大切にする教育の推進
- ●食育の推進 ●しずおか学の推進
- ●英語を活用したコミュニケーションカの向上
- ●静岡型小中一貫教育の推進
- ●特色ある高等学校教育の推進 ●学校におけるICTの活用

方向性2

【一人ひとりの幸福の実現と多様性の尊重】

誰もが幸せを感じながら生き生きと輝く、多様性を尊重した教育を推進する

指標

※R8時点での目標的、 () は全国単治

■自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合が 全国平均と比較し「+1%」

···R4/小80.4%(79.3%)、中77.2%(78.5%)

2学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合が 全国平均と比較し「+1%」

···R4/小84.7%(85.4%)、中81.3%(82.9%)













ø

施策

- 8 特別支援教育の推進
- 9個々のニーズに対応した教育の推進
- ①教育機会の均等の確保

主な取組

- ●特別支援教育の推進 ●悩みを抱える児童生徒に対する支援の充実
- ●外国人児童生徒支援●就学援助、奨学金の貸付・貸与給付
- ■教育格差を生まないための支援の推進

【教育環境の整備・充実】

②市アセットマネジメント方針に則った教育施設の整備

⑮教職員の資質向上と働き方改革の推進

安全安心で魅力ある教育環境の整備と、信頼される学校づくりを進める



2 小中学校校舎におけるトイレ長寿命化率







指標

加安全安心の確保

(BICT環境の整備・充実 (4)質の高い教職員の確保

①学校の適正規模化

⑥地域と協働した学校の運営

施策

■「子どもと向き合う時間」や「指導準備時間が 十分確保できている」と感じている教員の割合

···R3/38%、R8目標值:70%

···R4/45.3%(64%)R8目標值:59.8%(72%)

主な取組

- ●健康面での安全安心の確保 ●防災教育の推進
- ●小中高等学校施設の整備
- 教職の魅力発信による質の高い教職員の確保
- ●しずおか教師塾の運営
- ●静岡型教職員多忙解消プログラムの推進

※()は洋式化率

- ●教職員の資質の向上 ●静岡市型35人学級編制の推進
- ●小中学校適正規模・適正配置の推進

【協働してつくる持続可能な学びの推進】

地域全体で学び合い協働する環境づくりを推進する







■地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動(学校の美 化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事等)を行ったと答えた学校の割合

···R4/66.4:%、R8目標值:100%

施策

18学校と多様な主体との連携による子どもたちの学びの支援 ⑩人生100年時代を支える豊かな学びの充実

主な取組

- ●コミュニティ・スクールの導入・地域学校協働活動の推進
- ●部活動改革の推進 ●図書館サービスの推進
- ●歴史·文化の振興·発信
 ●スポーツ活動の推進
- ●高齢者学級、家庭教育学級、女性学級の開催

計画期間内に重点的に取り組む事項



よりよい教育を提供するため、計画期間内において特に重点的に取り組む事項は次のとおりです。

【子どもの知・徳・体の育成】

急激な社会変化にも対応しながら、自らの豊かな未来を切り拓くことのできる力を持った子どもたちを育てる

一総合的な学力の向上

組織的な授業改善のほか、基礎的な学力に課題を持つ児童へ支 援を行うことにより、本市全体としての学力の底上げを目指します。 また、地域や企業と連携し、キャリア教育の視点に立った学びを充 寒させていきます。

十国内外でグローカルに活躍できる 人材の育成

授業や課外活動等において、児童生徒が英語や異国の文化に触 れる機会を拡充するとともに、様々な人との協働により、世界規模の 視野と地域の視点を身に付け、静岡の未来を創造し、けん引するこ とのできるグローカル人材を育成します。

一静岡型小中一貫教育の推進

各小中一貫教育グループが「目指す子どもの姿」を地域・保護者 と共有し、小中9年間の「たて」と、学校と地域の「よこ」の「つながる 力」を育むとともに、地域ならではの特色ある教育活動により、地域 社会や世界で活躍する子どもを育成します。

イ教育DXの推進

ICTの効果的な活用により、「個別最適な学び」と「協働的な学 び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた 授業改善に取り組みます。また、責任をもってデジタル技術を扱う 行動規範等を学ぶデジタル・シティズンシップ教育を推進します。

一特色ある高等学校教育の推進 (高等学校の魅力化)

進学や就職に向けた生徒のニーズに対応し、それぞれの個性や 能力を伸長させる魅力ある高等学校教育を推進します。

方向性2

【一人ひとりの幸福の実現と多様性の尊重】

誰もが幸せを感じながら生き生きと輝く、多様性を尊重した教育を推進する

→特別支援教育の推進

多様化する教育的ニーズに対応するため、専門人材の配置や教職 員の専門性向上による授業改善に取り組むとともに、状況を的確に 把握し、その都度必要な教育的支援を提供できるよう、組織的な相 談・支援体制を強化します。

十個々のニーズに対応した教育の推進

生活指導体制や相談体制の一層の充実を図るとともに、地域や関 係機関と連携しながら、不安や悩みを抱える子どもや保護者に寄り 添ったきめ細かな支援を行います。

方向性3

【教育環境の整備・充実】

安全安心で魅力ある教育環境の整備と、信頼される学校づくりを進める

十安全安心で魅力ある教育環境の整備

施設の老朽化が進む中、長寿命化や建蓄えなどによる老朽化対策 を計画的に実施するとともに、パリアフリー化や脱炭素化、防災機能 の強化など、新しい時代の学びを支える安全安心で快適な教育環境 の整備に努めます。

十教職員の資質向上と働き方改革の推進

研修の一層の充実により、「学び続ける教職員」を育成するととも に、教職員の長時間労働を是正し、子どもと向き合う時間や見聞を広 げる時間を創出することで、教育の質を高めます。

【協働してつくる持続可能な学びの推進】 地域全体で学び合い協働する環境づくりを推進する

一学校と多様な主体との連携による 子どもたちの学びの支援

学校を核とした地域全体で子どもたちを育てるため、各小中学校 における地域学校協働活動を推進するとともに、地域住民などが主 体的に学校運営に参画するコミュニティ・スクールの各中学校区へ の導入を促進します。

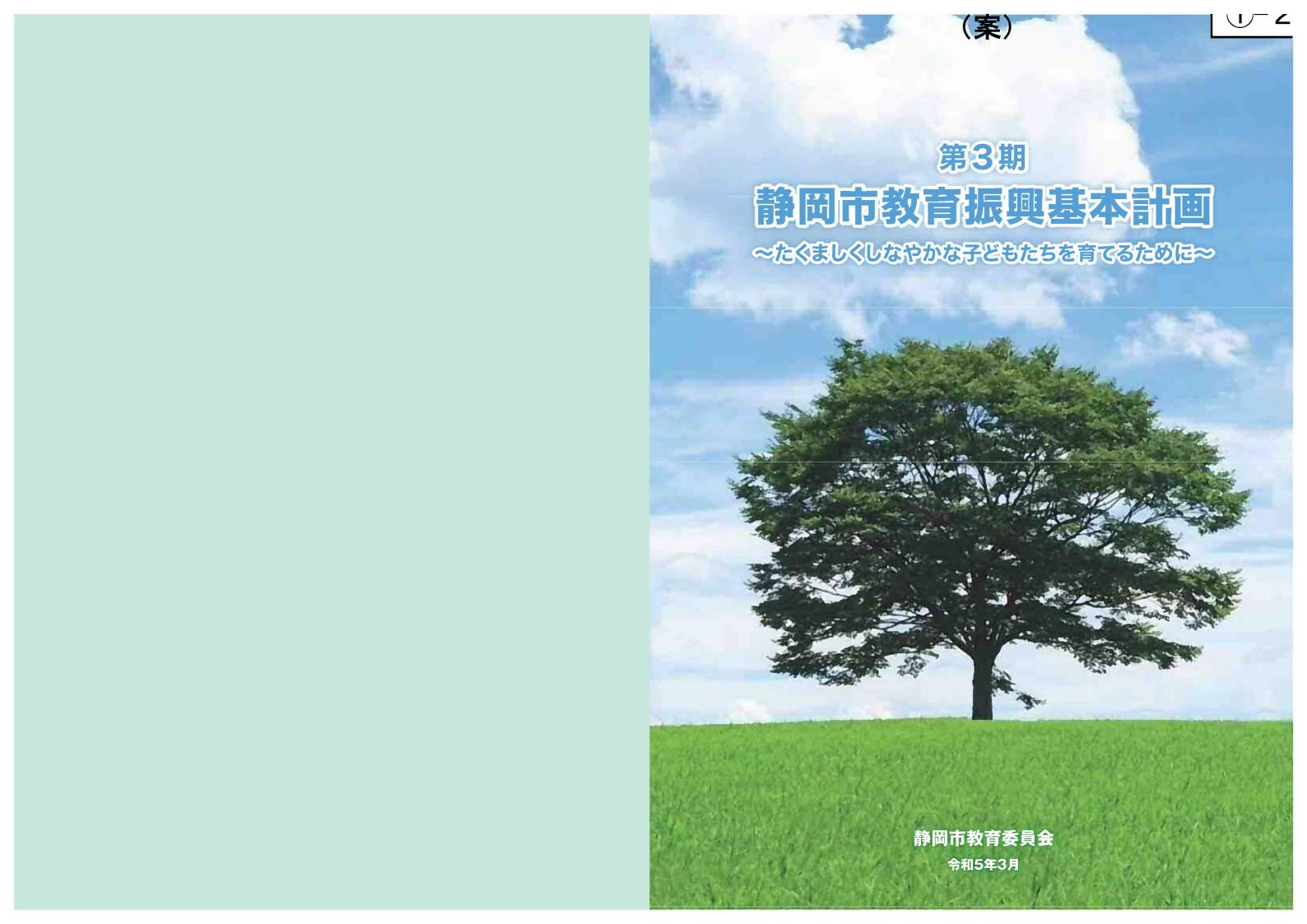
十部活動改革の推進

子どもたちにとって価値ある活動を維持するため、まずは休日の部 活動に代わり、地域で展開する新たな活動を実施します。









計画の策定にあたって

令和の時代を迎え、自然災害や感染症の拡大はもとより、想定外の事が想定外と簡単に片付けられないほど様々な事が起こりうる環境に私たちは生きています。多くの人はこれまでの価値観を揺るがすほどの出来事がいつ起きたとしても不思議とは感じないのではないでしょうか。

本市教育行政を取り巻く環境が著しく変容する中、平成27年度から展開してきた「第2期静岡市教育振興基本計画」の成果や課題等を踏まえ、これからの8年間の本市教育施策のビジョンや指針を示す「第3期静岡市教育振興基本計画」をこの度策定いたしました。

本計画の目標年次である令和12年はどのような時代を迎えているのか、予測困難な時代にあって も教育が社会を形成する根幹であることに変わりありません。

このような時代の転換期だからこそ、「たくましくしなやかな子どもたち」を目指す子どもたちの姿として 定め、着実に収組を進める必要があります。

なお、「たくましさ」には、複雑で変化の激しい社会においても、自らの豊かな未来を切り拓いていく 力強さや粘り強さを、「しなやかさ」には時代の潮流を敏感に捉え、順応し、牽引できる人材となるため に必要な協調性、多様性、柔軟性を備えた子どもたちを育てていくという思いが込められています。

また、本計画と同様に令和5年度からスタートする第4次静岡市総合計画では、「『世界に輝く静岡』の実現』を本市のまちづくりの目標としています。この総合計画における子ども・教育分野とも整合を図りながら、学校教育をはじめとした幼児教育、文化・スポーツ振興、生涯学習など幅広い教育活動を通じて、「世界に輝く静岡」の具体的な姿である「市民(ひと)が輝く」、「都市(まち)が輝く」まちの実現のための「人づくり」を進めていきます。

本計画の策定にあたり、ご協力いただきました関係者の皆様には心より感謝申し上げますとともに、今後8年間にわたる本計画の推進につきましては、より一層、様々な方々の主体的な関わりを必要としています。関係者の皆様、そして市民の皆様には引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月 静岡市教育委員会

教育長 赤堀 文盲

委 員 藤田三佐子

委 員 佐野 嘉則

委 員 杉山 節雄

委 員 松村 龍夫

委 員 永松 典子

本計画を策定するにあたっては、多くの方々からご意見をいただきました。 感謝申し上げます。



第3期静岡市教育振興基本計画書

発行:令和5年3月

編集: 静岡市教育委員会事務局 教育局 教育総務課 所在: 〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

TEL 054-354-2505

目 次

第1章	計画の基本的事項	4
第1節	計画の趣旨	1
第2節	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3節	計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第4節	計画の構成と計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第5節	計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章	本市教育を取り巻く環境	3
第1節	時代の潮流、我が国を取り巻く社会経済情勢	3
第2節	第2期計画の振り返り(主な収組と成果)	7
第3節	本市教育の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第3章	本市教育施策の基本的な方向性	20
第1節	目指す子どもたちの姿	20
第2節	4つの基本的な方向性と11の重点的に取り組む事項	21
第3節	体系図	21
第4章	4つの基本的な方向性ごとの施策と主な取組	23
第1節	基本的な方向性1	23
第2節	基本的な方向性2	36
第3節	基本的な方向性3	42
第4節	基本的な方向性4	49
tric E atr	乳面抑即内仁重上的仁取为如外电 位	
第5章	計画期間内に重点的に取り組む事項	54
the coate		
第6章	計画の推進方策	E 7



第1章

計画の基本的事項

第1節 計画の趣旨

本市では、平成27年3月に「第2期静岡市教育振興基本計画」(平成27(2015)年度~令和4(2022)年度)を策定し、次世代を担う「たくましくしなやかな子どもたち」の育成を基本理念として、教育行政を推進してきました。

令和4(2022)年度末に当該計画の計画期間が終了することから、これまでの基本理念を継承しつつ、時代の潮流や我が国を取り巻く社会経済情勢などを踏まえ、本市教育のビジョンと教育振興のための具体的な施策を総合的かつ体系的に示す「第3期静岡市教育振興基本計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

第2節 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項(解1)により、地方公共団体に策定が求められている 「教育の振興のための施策に関する基本的な計画 | です。

本市市政運営の最上位計画である「第4次静岡市総合計画」と連動していくとともに、幼児教育や文化・スポーツ、生涯学習など、本計画と関連する各分野の個別計画と整合を図りなが ら、総合的に教育の振興のための施策を推進するものです。

第3節 計画の対象

こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校を中心として、子どもたちを取り巻く家庭、地域社会、これらを支える行政を含めた教育に関わる取組を対象とします。

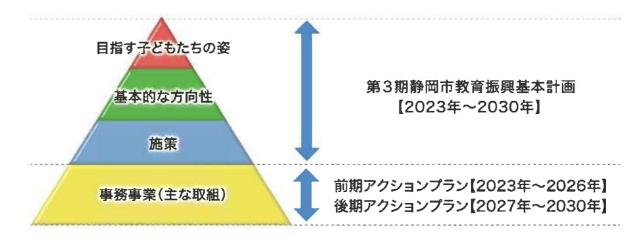
※なお、本計画では、社会教育分野に関しては、主に地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の 権限に属する事務の補助執行に関する規則に基づき、教育委員会の権限に属する事務を市長部局に補助執 行させる事務を対象とします。

第4節 計画の構成と計画期間

本計画は、「第4次静岡市総合計画」に合わせ、令和5(2023)年度から令和12(2030)年度までの8年間を計画期間とします。

8年間の計画期間を通して実現を目指す「子どもたちの姿」を基本理念として掲げながら、その実現のために必要な取組を「基本的な方向性」、「施策」、「事務事業」の階層で体系的に整理します。「事務事業」については4年ごとに見直しを行う「アクションプラン」として位置付け、時代の潮流や社会変化に柔軟に対応できる構成としています。

第3期静岡市教育振興基本計画の構成



● 計画期間

	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
基本計画				8年	計画			
アクション プラン					後期	4年		

第5節 計画の進行管理

本計画の進行管理として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項 (解2)の規定に基づき、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」(以下「点検・評価」という。)を実施します。

具体的には、本計画の各施策に位置付けた事務事業において、取組状況や有効性の観点から点検・評価を実施し、計画の進捗管理を行うとともに、点検・評価の結果を踏まえ、計画内容や事務事業の見直しに反映することで、より効率的で効果的な教育の実現を図ります。

点検・評価は、学識経験者の知見の活用を図りつつ、教育委員会が毎年度実施するもので、その結果に関する報告書を市議会に提出するとともに、一般に公表することとしています。

1





第2章

本市教育を取り巻く環境

第1節 時代の潮流、我が国を取り巻く社会経済情勢

(1)SDGs(解3)の推進

気候変動、自然災害、貧困、格差、感染症など、地球規模の人類共通の課題に対応するため、2015国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の教育分野において、「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが求められています。

(2) Society 5.0 (解4) 時代の到来 (デジタル化の進展)

2030年頃には、IoT(解5)やビッグデータ(解6)、AI(解7)等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会(society5.0時代)の到来が予想されています。

(3)グローバル化及び技術革新の進展

あらゆる場所でグローバル化は進展し、産業分野や交通分野での技術革新により人間の生活圏も広がっています。また新興国が急速に経済成長し、国際社会における存在感が増しており、我が国の相対的な地位の低下や人材の流動化、人材獲得競争などのグローバル競争の激化が予想されています。

(4)厳しい経済雇用情勢と進学率の向上

新型コロナウイルス感染拡大の影響から、サービス業をはじめとした各分野の労働者の雇用、労働時間、賃金等が大きな影響を受けるなど、厳しい雇用情勢が続いています。また、近年では、雇用形態の変容や多様な働き方を求める労働者側のニーズの高まりにより、非正規雇用で働く若年層の割合が増加している現状があります。一方で、厳しい雇用情勢の中、将来の選択肢を増やし、就職を有利にするため、大学への進学率が上昇傾向にあります。

(5)価値観・ライフスタイルの多様化

社会構造の変化、科学技術の進化、少子高齢化による家族形態の変容、情報化等により、人々の価値観やライフスタイルも変化しており、多様なニーズに応じたきめ細やかな教育が求められています。

(6)人口減少、少子高齢化に伴う生産年齢人口(解8)の減少

国の人口は2010年をピークに減少を始め、同時に急速な高齢化が進行しています。人口減少・ 少子高齢化は、地域活力の低下や経済活動の停滞などの影響を及ぼすことが懸念されます。

静岡市の人口は、国よりも20年早い1990年から減少を続けており、2020年の国勢調査では70万人を下回りました。移住促進など、人口の社会増のための取組を進めているものの、今後も更なる人口減少・少子高齢化は避けられないと見込まれます。

(7)自然災害、感染症等のリスクの増加

自然災害の激甚化・頻発化や新型コロナウイルス感染症、国際情勢の変化など、想定外の 事態が発生するリスクが増加しています。

(8)公共施設の老朽化

学校や図書館をはじめとした多くの公共施設の老朽化が全国的に進み、更新の時期を迎えています。

(9)人生100年時代の到来

我が国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後更なる健康長寿の延伸も見込まれます。これに伴い、超高齢化社会に向けた働き方の多様化、幼児教育から社会人教育までの生涯を通じた教育の多様化、豊かな老後を過ごすための生涯設計の多様化等が予想されます。

(10)地域コミュニティとつながりの変化

人口減少や少子高齢化、人口流動、価値観やライフスタイルの多様化、生活空間・都市構造の変化等に伴い、近所付き合いの希薄化など地域コミュニティの状況も変容しており、地域のつながりの重要性が一層増しています。

(11)国の教育制度改革の動き

①第3期教育振興基本計画の進展と第4期計画の策定

国の「第3期教育振興基本計画」では、第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承しつつ、2030年以降の社会変化を見据えた教育政策の在り方が示されました。令和5年中に策定される第4期計画については、超スマート社会を念頭においたウェルビーイング(解9)、「デジタル」と「リアル」の最適な組合せ、幼児教育から大学院までの連続性・一貫性を持った社会のニーズに応える教育のあり方等について、中央教育審議会(解10)(以下「中教審」という。)へ諮問(令和4年2月7日)がなされました。



② 令和時代の日本型学校教育の推進(令和3年1月26日中教審答申)

中教審では、Society5.0時代の到来、自然災害や感染症の拡大など予測困難な時代を生き抜くため、新たな動き(新学習指導要領、GIGAスクール構想(解II)、学校における働き方改革)をこれまでの日本型教育にミックスさせ、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指す「令和時代の日本型学校教育」を推進していくことが示されました。また、令和時代の日本型学校教育の推進を担う教師のあり方に関し、求められる資質・能力の再定義や、教員免許のあり方、環境整備等について諮問(令和3年3月12日)がなされました。

③ 新学習指導要領の全面実施

2017年に学習指導要領等が改訂され、幼稚園から、小学校、中学校、高等学校と順次全面実施されました。新要領では、これからの変化の激しい時代を生き抜くための資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理した上で、学校と社会との連携・協働によりその実現を図る「社会に開かれた教育課程」の実現、学習効果の最大化を図る「カリキュラムマネジメント」の確立、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めています。

④ GIGAスクール構想の推進

小学校から高等学校において、校内LANの整備を推進するとともに、小中学校全学年の児童生徒一人一台端末環境の整備を目指し、家庭への持ち帰りを含めた環境整備を図ることが示されました。また、文部科学省CBTシステム(解12)の活用やデジタル教科書の導入、高等学校への一人一台端末の整備等について、検討が進められています。

⑤こども家庭庁の創設

令和4年6月、「こども家庭庁設置法」が成立、公布され、また、同日に子どもの権利擁護に関する理念や子ども施策の基本となる事項を定めた「こども基本法」が成立しました。これにより、令和5年4月1日に内閣府の外局として、こども政策の司令塔を一本化し、一元的に推進する「こども家庭庁」が創設されます。

⑥ 小学校高学年における教科担任制の検討

令和3年1月26日中教審答申において、令和4年度を目途に、小学校高学年における教科 担任制の本格的導入が必要とされたことを踏まえ、当面は外国語、理科、算数及び体育の特 定教科おける教科担任制の推進を図ることを中心に、定数措置の検討が進められています。

⑦新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改革等

令和3年1月26日中教審答申及び高等学校の在り方ワーキンググループにおいて、1)各高等学校の特色化・魅力化、2)普通科改革、3)高等学校通信教育の質の保証、4)多様な学習ニーズへの対応、等に向けた方策が提言されたことを踏まえ、これらを推進するため、令和3年3月31日付で学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等が一部改正されました。

⑧ 学校における働き方改革

平成31年1月25日中教審からの答申に基づき、文部科学大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」を設置し、勤務時間管理の徹底や学校・教師が担う業務の明確化・適正化、教職員定数の改善充実、専門スタッフや外部人材の配置拡充、部活動改革など、学校の働き方改革の推進に向けた取組が進められています。

⑨コミュニティ・スクール(解13)と地域学校協働活動(解14)の一体的な推進

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正(平成29年4月1日施行)が行われ、 学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務とされたことで、コミュニティ・スクールの 導入数が飛躍的に増加したことに加え、学校と地域学校協働本部、様々な立場の人同士を つなぐための連絡調整役を担う地域学校協働活動推進員が規定され、コミュニティ・スクール と地域学校協働活動を一体的に推進することが示されました。また、令和2年度から、地域の抱 える課題の解決について支援する専門人材である「社会教育士」(解15)制度が始まりました。





第2期計画の振り返り(主な取組と成果) 第2節

本市では、これまで、平成27(2015)年度から令和4年(2022)年度を期間とする「第2期静 尚市教育振興基本計画 に基づき、様々な教育振興のための取組を推進してきました。

(1)学力向上支援策の推進

全国学力・学習状況調査(約16)の結果等を分析し、訪問指導や研修を通じた授業改善を 実施しました。また基礎的な学力に課題を持つ子どもを対象に、学習支援(学力アップサポート 事業)を実施しました。

この結果、全国学力·学習状況調査の平成27~令和4年度において、小中学校の国語、算 数・数学の点数は、概ね全国平均を上回る結果となりました。また、学力アップサポート事業参加 児童生徒の事後調査において、学力の向上及び学習に対しての意欲向上が見られました。

(2)静岡型小中一貫教育(解17)の実施

小中一貫教育準備委員会の開催、小中一貫教育スポットグループによる実践研究等を経 て、各グループが学校経営方針及び教育課程を編成しました。この結果、全43グループが「静 岡型小中一貫教育における12の指標 |全てで100%を達成し、地域と協働する取組を行う体 制が整いました。

先駆的に取組を進めた研究グループでは、9年間の系統性を意識した授業により、教科の 学習が好きだと回答する中学生や、中学入学を心待ちにする小学生が増加したほか、地域と 協働した防災の取組では、「子どもたちが地域の防災活動へ参加してくれ、地域の活性化に 繋がった | 「子どもたちの自主性が高まっている」との声が地域の方から聞かれました。このよう な実践事例を全43グループ校の教職員や地域の方、市民へ広く周知し、全市的な理解が進 みました。なお、令和4年度より小中一貫教育を全市で一斉実施しているほか、中山間地域に おいては施設一体型の小中一貫校を開校しました。



学力アップサポートの様子



防災学習における児童生徒の交流の様子

(3)ICT教育の推進

高速大容量の通信ネットワークを整備するとともに、情報端末約49.000台(小学生、中学生及 び教員用)を配備しました。また、授業におけるICT機器活用をサポートするICT支援員を配置す るとともに、ヘルプデスク機能を有するGIGAスクール運営支援センターを開設しました。

この結果、教職員のICT活用に関する知識が深まり、情報端末の活用が進んだことで、「個 別最適化された学び「及び「協働的な学び」の実現に向けた取組が広がりつつあります。また、 登校できない児童生徒の家庭と教室をつないだ学習の実践や情報端末の持ち帰りにより、学 校と家庭における学習に連続性・つながりを持たせることができました。

(4)グローカル(解18)人材の育成

異なる文化の人々と自信を持ってコミュニケーションをとることができ、地元への愛情を持ちなが ら国際的に活躍できる子どもを育てるため、独自英語教材「しずおかグローカルタイム」の活用 や、英語が堪能な地域人材(GET)(#19)、ALT(#20)の活用、英語に触れる機会の創出、しず おか学副読本の活用などに取り組んできました。

この結果、GETを活用した授業等において児童のコミュニケーション力の向上が見られまし た。また、しずおか学で学んだ内容を市内外・他県の方に伝える活動等を実施したことで、地域 や静岡市に愛着と誇りを持ちながら、社会や世界に広く目を向けることのできるグローカル人材の 育成が図られました。



ICTを活用した授業の様子



学級担任とGETの授業風景



i A

(5)おいしい給食の提供と食育の推進

全小中学校で、「食に関する指導の全体計画」をもとに、教職員と栄養教諭・栄養士による 食育指導を行ってきました。また、静岡のブランド食材を使用したわくわく給食の実施のほか、お茶 を使ったメニューやお茶の提供等により、地場産物を活用した静岡ならではの献立を実施して きました。

この結果、子どもの地場産物への興味を高めることができたほか、本市のホームページ中の学校給食紹介ページや食育啓発資料の内容を充実させたことで、家庭、地域での食育が進みつつあります。

(6)学校図書館の充実

令和元年度に学校図書館支援室を設置し、学校図書館サービスを担う学校司書を市内 全校に配置しました。また、学校図書館ガイドラインの作成や研修の実施により、「読書セン ター」「学習センター」「情報センター」の機能を生かした図書館づくりを進めてきました。

この結果、学校図書館担当者と学校司書が連携・協力し、学校図書館を活用した授業を行うことができるようになったほか、子どもたちにとっても親しみやすい場所となっています。

(7)特別支援教育の充実

平成29年度に全国初の巡回指導に重点を置いた肢体不自由通級指導教室を開設しました。また、特別支援教育支援員等の配置、自閉症・情緒障害学級への非常勤講師の配置、特別支援教育専任コーディネーター養成研修や特別支援教育リーダー研修の開始、医療的ケア実施のための小・中学校看護師の配置など、特別な支援を要する児童生徒への支援体制を整えてきました。

この結果、安心して学校生活を送る児童生徒の姿が見られるようになりました。また、自閉症・ 情緒障害学級に非常勤講師を配置した学級への調査にて、児童生徒の学習内容の理解や 学習態度が向上したことがわかりました。



学校図書館読み聞かせの様子



自閉症・情緒障害学級の様子

(8) 外国につながる子どもたちの支援体制の充実

日本語指導が必要な児童生徒が日常生活や学習に必要な日本語を習得し、学校生活全般に適応できるよう、これまでの森下小学校内、特別支援教育センター内、清水有度第一小学校内の日本語指導教室に加え、令和4年度は清水三保第二小学校内に教室を開設し、訪問指導含め、支援体制を充実させてきました。

この結果、令和3年度に日本語指導を受けた児童生徒へのアンケートでは、92%の児童生徒が「学校の生活が楽しい」と答えたほか、83%の児童生徒が「授業が分かるようになった」と答えるなど、支援の成果が表れています。

(9)不登校対策の推進

教員の不登校対応力向上のための不登校対応研修プログラムの実施や、中学校に加え、小学校へのサポートルーム(解21)の新設と教育相談員(解22)の配置、訪問教育相談員(解23)の活用など、不登校の子どもたちへの支援の充実に取り組んできました。

この結果、訪問教育相談員が関わった児童生徒に改善が見られたほか、教室以外の居場所を作ることで、学校で過ごす時間が増えた児童が見られるなど、不登校対策における着実な成果が表れています。

(10)子どもの貧困対策の充実

スクールソーシャルワーカー(解24)の活用により、問題を抱える保護者や子どもの相談に応じるとともに、生活困窮世帯やひとり親世帯への学習支援・生活支援を実施しました。

この結果、隠れた貧困の掘り起こしが図られたとともに、生活困窮世帯の子どもたちに対して社会を生き抜く力を身に付けさせ、貧困の世代間連鎖を防止するための支援施策を推進することができました。



日本語指導教室での指導の様子



サポートルームでの活動の様子







(11)教職員の働き方改革の推進

学校における働き方改革プランを策定し、校務支援システム(解25)の導入・活用や、教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の全小中学校及び高等学校への配置などによる事務業務の軽減、静岡市型35人学級編制や静岡型ICT教育の推進、持続可能な部活動システムの構築などによる指導体制の整備など、学校現場のニーズに応じた改善を実施しました。

この結果、事務作業に要した時間の減少や時間外勤務時間が削減するなど、教員の働き方改革が進み、教員が子どもと向き合う時間をより確保しやすい体制が整えられました。

(12)学校における空調設備設置、トイレ洋式化

市内小中学校の全ての普通教室への空調設備設置が完了しました。また、小中学校校舎のトイレの洋式化については、国の追加認証を活用し工事等の着手を前倒しすることで、事業の進捗を加速させることができました。

この結果、子どもたちが安全安心で快適に過ごすことのできる教育環境の整備が進みました。

(13)地域学校協働活動の推進

「学校・家庭・地域 総がかりの教育」の実現を目指し、保護者、地域住民等による学校支援活動(授業支援、環境整備、登下校の見守り等)を全小中学校で実施しています。加えて、放課後子ども教室(解26)を拡充し、地域住民等の協力を得て、子どもが安全安心に充実して過ごすことができる体験・交流の場の整備に取り組みました。

この結果、「地域の方が相談にのってくれる」「他学年の児童や地域の方など様々な人と関わることができる」「学校だけではできない体験ができる」などの声が聞かれ、教育活動の一層の充実が図られました。

(14)社会教育の推進

高齢者学級・家庭教育学級・女性学級の開設や芹沢銈介美術館・登呂博物館の運営、 地域クラブ活動やスポーツ教室の実施といった社会教育の推進に取り組んできました。

こうした取組が、本市の生涯における学びの機会の創出や、歴史文化の継承、スポーツの振興につながっています。

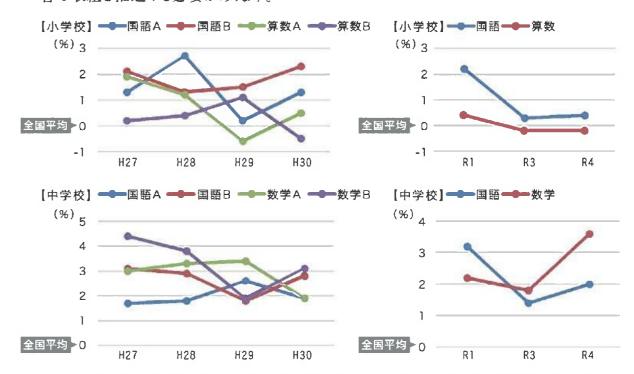
第3節 本市教育の現状と課題

(1)授業改善による学力向上

市立小中学校に在籍する児童生徒の学力は、平成27年度~令和4年度の全国学力・学習状況調査(令和2年度は新型コロナウイルス感染症に係る学校教育への影響等を考慮し未実施)において、ほとんどの科目が全国平均正答率を上回っており、学力向上施策や授業改善に関する取組等により良好な状態にあります。

一方で、同調査において「授業で学んだことを、他の学習に活かしている」と答えた児童生徒の割合は、全国平均よりも低い現状が見られ、子どもの自己の学びの実感や、身に付けた資質・能力の活用に関する授業づくりに依然として課題があると認識しています。

このため、引き続き学校におけるPDCAサイクル(解27)を活用し、学力向上のための授業改善の取組を推進する必要があります。



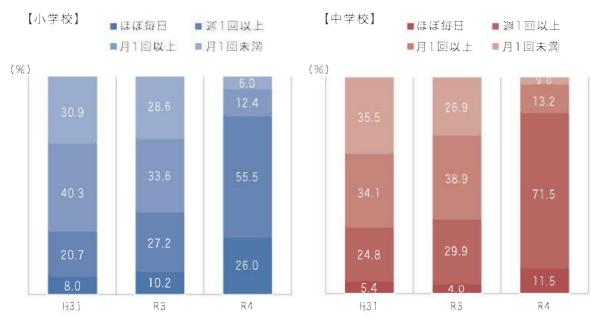
グラフ] 全国学力・学習状況調査における学力調査結果の経年変化(平均正答率の全国との差分) (出典:文部科学省全国学力・学習状況調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により調査未実施、以下同様

(2)ICTを活用した学習支援体制の充実

GIGAスクール構想に基づき、全小中学校においてネットワーク環境の整備及び1人1台端末の整備を完了するとともに、教員のICTを活用した指導力の向上のための研修等を実施するなど、個別最適化された学び及び協働的な学びの実現に向けた体制の整備を行ってきました。

一方で、学校間や教員間でのICT活用スキルに差が生じていることから、ICT支援員の配置や、効果的な研修方法の研究など、今後も継続して学習支援体制の充実に取り組んでいく必要があります。



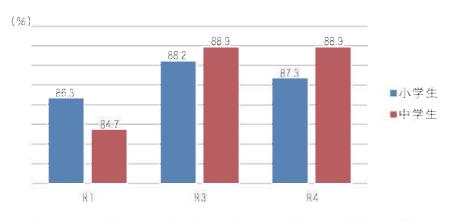


グラフ2 市内全小中学生アンケートにおける授業でのPC・タブレットなどのICT機器の使用頻度 (出典:文部科学省全国学力·学習状況調查)

(3)心の教育の推進

全国学力・学習状況調査によると、本市児童生徒は自身の健康や安全に気をつけるなど、 基本的な生活習慣が身に付いている一方で、「人が困っている時は進んで助けている」と答え た児童生徒が9割に満たない現状が見られます。

このため、授業内容の充実や小中学校9年間を通した連続した道徳教育の実践に加え、 地域、保護者とも連携して、児童生徒の道徳性を育成していくことが必要です。



グラフ3 人が困っている時は進んで助けていると答えた小中学生の割合 (出典:文部科学省全国学力·学習状況調查)

(4)食育の推進

全小中学校で実施した食育推進状況調査結果から、「食に関する指導の成果が表れて いると思う 学校の割合は、平成29年度の86%から令和3年度は94%に上昇しています。今後 も、栄養教諭等によるティームティーチング(解28)授業の質の向上、実施回数の増加を図り、食 に関する指導を充実させていきます。

一方、「ホームページ等での情報発信が役立っていると思う」学校の割合は68%で、目標の 85%以上を下回っていることから、今後も新たに立ち上げた専用ホームページをとおして、食べ 物や家族、地域への感謝の心を持った子どもを育成し、学校・家庭・地域が連携していけるよ う、情報発信を充実させていく必要があります。

(5)英語力の更なる向上と国際教育の推進

令和3年度英語教育実施状況調査において、CEFR(A1)レベルの英語力(英語検定3 級レベル)を有する本市中学生の割合は46.7%であり、本市が定める目標値である50%を下 回っています。

英語力やコミュニケーション能力の更なる向上のためには、小学3年生から中学生までの継 続した外国語指導において、ALT・GETを活用した授業や日常的に英語を使う機会を設定 するなど、外国語コミュニケーション活動を一層充実していく必要があります。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ALTとのティームティーチング により、生徒のコミュニケーション 能力や異文化理解が向上したと 思う小中教職員の割合	90.9%	94.8%	98.8%	97.7%	93.3%
イングリッシュデイを実施することで、児童生徒の英語に触れる機会を充実させることができたと思う小中教職員の割合			87.2%	87.6%	84.1%
イングリッシュデイを実施することで、児童生徒が英語でのコミュニケーションを楽しむ姿が見られたと思う小中教職員の割合	/		87.2%	87.6%	84.1%

表 1 英語コミュニケーションの向上に係る全小中学校アンケート(出典: 静岡市学校教育課調べ)



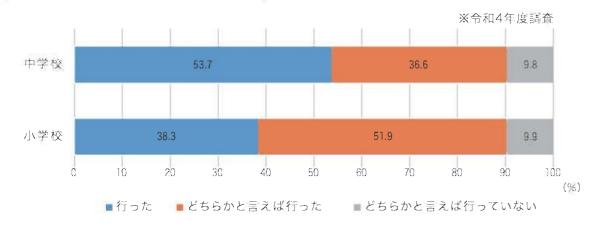




令和4年度の静岡型小中一貫教育全市一斉スタートにより、さらなる子どもの学力・学習意 欲の向上や子どもたちの社会参画の意識の高揚等、「未来を担うための資質・能力」の育成 を目指しています。

現状では、各グループの学校教育目標の実現に向けた実践の質や進度に差が見られるこ とから、9年間の系統性のある教育課程の実践により発達段階や個に応じた指導を充実させ る必要があります。また、地域の方や保護者との協働により学校の中だけでは得難い体験や価 値観に触れる学習を実施する必要があります。

今後は、各グループにおける検証改善サイクルをより一層推進することで、小中一貫教育の 質を高め、「たくましくしなやかな子どもたち」を育成していきます。



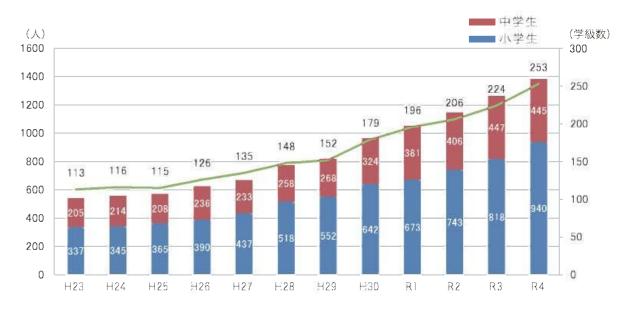
グラフ4 前年度までに近隣等の小学校又は中学校と、教育課程の接続や教科に関する 共通の目標設定等、教育課程に関する共通の取組を行ったと答えた小中学校の割合 (出典:文部科学省全国学力·学習状況調查)

(7)支援が必要な子どもへの対応

特別支援学級に在籍する児童生徒や医療的ケア、重複障害等特別な支援を必要とする 児童生徒、日本語指導を必要とする児童生徒は年々増加しており、さらにこれらの子どもの状 況が多様化しています。

また、いじめ・不登校・暴力行為といった問題行動の背景が複雑化・多様化しており、対応・ 解決が困難な事例が増加しています。

このため、個々のニーズに対応した支援や効果的な施策の実施など、誰一人取り残さない 持続可能な支援が必要です。



グラフ5 特別支援学級に在籍する児童生徒及び学級数(出典:静岡市学校教育課題ペ)



(出典:静岡市児童生徒支援課調べ)



グラファ いじめの認知件数 (出典:静岡市児童生徒支援課調べ)

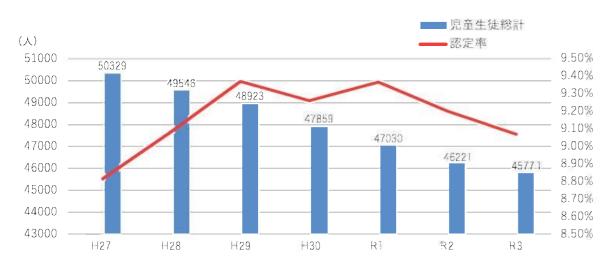
(8)子どもの貧困対策

児童生徒数の減少に伴い、本市における就学援助認定者数及び認定率は減少傾向にあ ります。

一方で、厚生労働省の2019年国民生活基礎調査によると、日本の17歳未満の子どものう ち、7人に1人が貧困状態にあるとされ、これらの子どもは家庭学習の機会が少なく、学校の授業 の理解度が低い傾向にあります。

深刻化する子どもの貧困の連鎖を防ぐため、全ての子どもが等しく教育を受けることのできる 環境を整えていく必要があります。



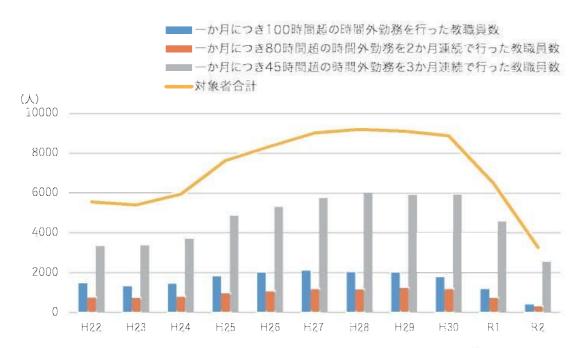


グラフ8 小中学校における就学援助認定率の推移(出典:静岡市児童生徒支援課調べ)

(9)教職員の多忙解消と資質向上

近年、働き方改革の推進により、教職員の時間外勤務は減少しつつあります。引き続き教職 員の多忙感を解消し、子どもと向き合う時間を創出する必要があります。

また、変化の激しい社会を生き抜く力を持った子どもを育てるため、多様な広報活動等により 教職員の魅力を積極的に発信し、志願者の増加につなげるとともに、教職員研修の工夫・改 善に努めるなどして、質の高い教職員の確保・育成に取り組んでいく必要があります。



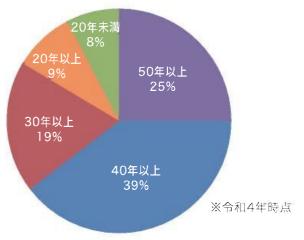
グラフタ 長時間の時間外勤務に従事する教職員数の推移(出典:静岡市教職員課閥べ)

(10) 老朽化した学校施設の整備推進

本市の学校施設の大部分は、昭和30(1950)年代から50(1980)年代にかけて建設され たもので、築30年以上を経過するものが約85%を占めており、壁の亀裂や雨漏り、給水管の漏 水等老朽化が深刻になってきています。

こうした学校の施設・設備を改善し、子どもたちが安心して学ぶことのできる環境を整える必 要があります。

また、トイレの洋式化やバリアフリー化、LED照明への転換などの省エネルギー化も求められ ています。

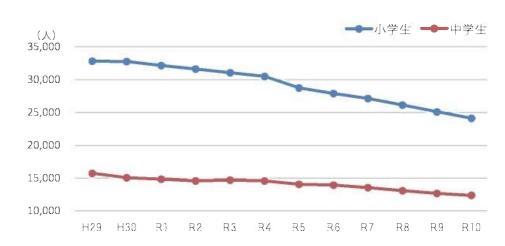


グラフ10 学校施設432棟(市立の小学校・中学校・高等学校)の建築年次割合(出典:静岡市教育施設課調べ)

(11) 小中学校の適正規模化の検討

少子化の進展に伴い、市立小中学校に在籍する児童生徒数は年々減少し続けており、学 校の小規模化がますます進むと見込まれています。

子どもたち同士が切磋琢磨できる一定規模の集団と、経験年数や専門性等のバランスがと れた教職員集団を確保するため、保護者や地域の理解を得ながら、小中学校の適正規模・ 適正配置の取組を推進していく必要があります。



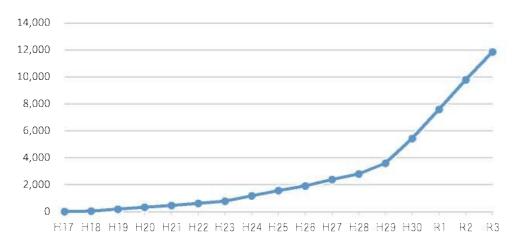
グラフ11 静岡市立小中学校在籍児童生徒数の推移(推計含む) (出典:文部科学省学校基本調査及び静岡市児童生徒支援課調べ)



(12) 学校と地域との連携の推進

家庭や地域における教育力の変化や、学校や子どもたちを取り巻く社会情勢の大きな変化 により、学校や子どもたちの抱える課題は、これまでより複雑化かつ困難化してきています。こうした 課題の解決のためには、学校だけで子どもたちの教育の全てを担うのではなく、学校・家庭・地 域が総がかりで、子どもたちの成長や健全な育成に関わる教育への転換が求められています。

このため、学校と家庭・地域が組織的、継続的に連携していく体制を築き、「地域とともにある 学校「の実現に向けて、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進していく必 要があります。



グラフ12 全国の公立小学校、中学校、義務教育学校におけるコミュニティ・スクールの数 (出典:文部科学省調べ)

(13)地域における学びの機会の充実

近年の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、高齢者学級・家庭教育学級・女性学級の 参加者数や芹沢銈介美術館・登呂博物館の入館者数は減少傾向にあります。

引き続き、社会のあらゆる場所で全世代が学ぶことのできる機会を維持・創出するとともに、静 岡市特有の歴史文化に触れ、理解を深めてもらうための催事や情報発信に着実に取り組んで いく必要があります。

第3章

本市教育施策の基本的な方向性

目指す子どもたちの姿 第1節

子どもたちは無限の可能性を秘めています。その可能性を引き出し、伸ばし、これからの静岡 市、さらには我が国の持続可能な発展を担う人材として育成することが、本市教育に課せられ た使命です。

デジタル技術の高度化によるSociety5.0時代や少子高齢化による人口減少社会の到来、 交通網や情報技術の飛躍的な発展によるグローバル化のさらなる進展など、我が国は今、複 雑で変化の激しい「予測困難な時代」を迎えています。

このような中でも、常に夢と希望を持ち、自らの豊かな未来を切り拓く『たくましくしなやかな子ど もたち、こそ、本市が目指す次代を担う子どもたちの姿です。

~たくましくしなやかな子どもたちの具体的な姿の例~

- ①知識・技能のほか、柔軟に対応できる総合的な学力、豊かな心・感性、健やかな体を 備えた子どもたち
- ②いつでも、どこでも、どんな状況でも、自ら考え、主体的に行動することができる子ど もたち
- ③困難なことがあっても、チャレンジ精神を持ち、粘り強く立ち向かう力を発揮する子 どもたち
- ④自分の良さや可能性を認識しつつ、夢や希望に向かって努力し、豊かな未来を切り 拓いていく子どもたち
- ⑤多様な視点で物事を捉え、他人の考えを尊重し、協力し合いながら問題解決ができ る子どもたち
- ⑥静岡市民として、地域社会や世界で活躍するグローカルな視野・視点を持った子ど もたち







4つの基本的な方向性と11の重点的に取り組む事項 第2節

静岡市では、これまでに述べてきた、時代の潮流や本市教育が抱える現状と課題を踏まえ、こ れからの社会を生き抜く力を持った「たくましくしなやかな子どもたち」を育てるために、4つの基本 的な方向性のもと、19の施策を展開します。

さらに、本市の教育力を一層向上させ、子どもたちにより良い教育環境を提供するために、計 画期間内に特に重点的に取り組む事項をまとめて、第5章に示すこととします。

体系図 第3節

第3期静岡市教育振興基本計画(案)体系図【R5(2023)~R12(2030)】

- 《計画策定に際し勘案すべき事項》-

- 時代の潮流、我が国を取り巻く社会経済情勢
- 1. ★SDGsの推進
- 2. **Society5.0**時代の到来(デジタル化の進展)
- 3. ●グローバル化及び技術革新の進展
- 4. ●厳しい経済雇用情勢と進学率の向上 5 ●価値観・ライフスタイルの多様化
- 6. ●人口減少、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少
- 7. ●自然災害、感染症等のリスクの増加 8. 金公共施設の老朽化
- 9. 人生100年時代の到来
- 10 ●地域コミュニティとつながりの変化

国の教育制度改革の動き

- 1.★第3期教育振興基本計画の進展 (第4期教育振興基本計画の策定)
- 2.★令和時代の日本型学校教育の推進
- 3. ●新学習指導要領の全面実施
- 4. GIGAスクール構想の推進
- 5. ●こども家庭庁の創設
- 6. 小学校高学年における教科担任制の検討
- 7. ●新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改革
- 8 ●学校における働き方改革

- 第2期計画の振り返り

- 1. ●学力向上支援策の推進
- 2. ●静岡市型小中一貫教育の実施
- 3 ICT教育の推進
- 4. ●グローカル人材の育成
- 5. ●おいしい給食の提供と食育の推進
- 6. ●学校図書館の充実
- 7. ●特別支援教育の充実
- 8. 外国につながる子どもたちの支援体制の充実
- 9. ●不登校対策の推進
- 10. ●子どもの貧困対策の充実 11. ●教職員の働き方改革の推進
- 12. ●学校における空調設備設置、トイレ洋式化
- 13. ●地域学校協働活動の推進
- 14. ●社会教育の推進

本市教育の現状と課題

- 1. ●授業改善による学力向上
- 2. ●ICTを活用した学習支援体制の充実
- 3. ●心の教育の推進 4. ●食膏の推進
- 5. ●英語力の更なる向上と国際教育の推進
- 6. ●小中一賞教育の実施による教育水準向上
- 7. ●支援が必要な子どもへの対応
- 8 ●子どもの貧邪対策
- 9. ●教職員の多忙解消と資質向上
- 10. ●老朽化した学校施設の整備推進
- 11. ●小中学校の適正規模化の検討 12. | 学校と地域との連携の推進
- 13 ●地域における学びの機会の充事

《目指す子どもたちの姿》

たくましく

しなやかな子どもたち

【趣旨】

将来の予測が困難な複雑で変化の激 しい社会の中でも、常に夢と希望を持 ち、自らの豊かな未来を切り拓く『たく ましくしなやかな子どもたち』

【具体的な姿の例】

- ◇知識・技能のほか、柔軟に対応できる総 合的な学力、豊かな心・感性、健やかな 体を備えた子どもたち
- ◇いつでも、どこでも、どんな状況でも、自 ら考え、主体的に行動することができる 子どもたち
- ◇困難なことがあっても、チャレンジ精神 を持ち、粘り強く立ち向かう力を発揮す る子どもたち
- ◇自分の良さや可能性を認識しつつ、夢 や希望に向かって努力し、豊かな未来 を切り拓いていく子どもたち
- ◇多様な視点で物事を捉え、他人の考え を尊重し、協力し合いながら問題解決 ができる子どもたち
- ◇静岡市民として、地域社会や世界で活 躍するグローカルな視野・視点を持っ た子どもたち

計画策定に際し勘案すべき事項の各項目の 文頭色については、基本的な方向性の各色 に対応している。なお「★」は基本的な柱全て に関連する事項

4次総「『世界に輝く静岡』の実現」【R5(2023)~R12(2030)】

《基本的な方向性》

《施籍》

③触やかな体づくり

④静岡市民を育てる教育

⑤国内外でグローカルに

(シティズンシップ教育)

活躍できる人材の育成

⑥特色ある小中高等学校

教育の推進

①総合的な学力の向上 ○学力向上支援第 〇キャリア教育 ②豊かな心・感性の育成

【方向性1:子どもの知・徳・体の育成】 急激な社会変化にも対応しながら、自らの豊かな未 米を切り拓くことのできる力を持った子どもたちを 育てる

〈指標例〉

- ・全国学力・学習状況調査の平均正答率
- 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合





尊重した教育を推進する



【方向性2:一人ひとりの幸福の実現と多様性の尊重】

誰もが幸せを感じながら生き生きと輝く、多様性を

・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合

・学校に行くのが楽しいと思う児童生徒の割合





(8)特別支援教育の推進 (外間々のニーズに対応した 教育の推准

⑩教育機会の均等の確保

₹

①安全安心の確保

○特別支援教育 ·非常勤講師、看護師配置 ・アセスメント支援

〇人権教育

○しずおか学

○食育

○自然の家の活用

〇体力向上支援策

○静岡型小中一貫教育

()特色ある事等学校教育

〇学校教育におけるICT活用

○控制の目前し

○幼小接続

・特別支援学級、通級指導教室の新設 ・集中的な施設整備

《主な取組》

○英語を活用したコミュニケーションカ向上

- ○悩みを抱える児童生徒への支援
- ・いじめ 不登校対策
- ・サポートルーム ·適応指導教室
- ○外国人児童生徒支援
- ○経済的支援
- ·就学援助
- ・奨学金の給付・貸与

【方向性3:教育環境の整備・充実】

- 安全安心で魅力ある教育環境の整備と、信頼され る学校づくりを進める
- 〈指標例〉
- ・「子どもと向き合う時間」や「指導準備時間」が十分 確保できていると感じている教員の割合
- ・小中学校校舎におけるトイレ長寿命化率











⊜



に則った教育施設の整備 (B)CT環境の整備・充実 IP質の高い教職員の確保 15教職員の資質向上と働き方 改革の推進 ⑥地域と協働した学校の運営

①学校の適正規模化

(2)市アセットマネジメント方針

○防災教育 ○学校施設等の整備 ·改築、長寿命化 ・トイレ洋式化

·給食施設整備 ○しずおか教師塾 ○教職員多忙解消プログラム

○教職量の資質向上 ○部活動改革(軍)

○スクールロイヤーの活用

〇小中学校適正規模適正配置 OICTを活用した教育(再)

・学習系・校務系ネットワーク環境及び端末の整備

【方向性4:協働してつくる持続可能な学びの推進】 地域全体で学び合い協働する環境づくりを推進する

・地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの 仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働によ る活動を行ったと答えた学校の割合







18学校と多様な主体との連携 による子どもたちの学びの

⑩人生100年時代を支える 豊かな学びの充実

○コミュニティ・スクール導入 〇地域学校協働活動

〇部活動改革

○図書館サービス

○高齢者・家庭教育・女性学級の開催 ○歴史・文化の振興・発信

· 登呂博物館

·芹沢銈介姜術館

○スポーツ活動の推進









4つの基本的な方向性ごとの施策と主な取組 第4章









【子どもの知・徳・体の育成】

急激な社会変化にも対応しながら、自らの豊かな未来を切り拓くことのできる 力を持った子どもたちを育てる

子どもたちがこれからの社会を生き抜くために、知識・技能のほか、思考力・判断力・表現力 等を含めた総合的な学力(知)、豊かな心や感性(徳)、そして健やかな体(体)という基礎的な 力を、バランスよく備えることが重要です。

その上で、グローバル化やデジタル化の進展といった、激しい社会の変化に対応し、その発展 を牽引できる力を身に付けることも必要です。

これらの力を持つ子どもたちを育てるために、7つの施策を展開します。

施策①

総合的な学力の向上

児童生徒が確かな学力を身に付けるために、「分かった」「できた」「活用できた」を実感で きるよう組織的な授業改善に取り組むとともに、基礎的な学力に課題を持つ児童へ支援を行う ことにより、本市全体としての学力の底上げを目指します。

また、地域や企業と連携し、多様な価値観や体験に触れる活動を通して、将来、社会的・職業的に 自立し、自分らしく生きるための力を養うキャリア教育(解29)の視点に立った学びを充実させていきます。

 4-	Titre 1	むロー
/Fig	av.	S 1
 CON.	~~	

取組名

学力向上支援策の推進【学校教育課】【教育センター】

概要

児童生徒の学力の保障を目的とした授業改善のための取組や学力向上 支援事業を実施します。

(1)学校訪問事業

各小中学校の授業づくりや校内研修、全国学力・学力学習状況調査の 結果等を分析し、成果と課題を明らかにした上で、訪問指導や研修など を通じて、授業の改善に取り組みます。

(2)学力向上支援事業

小中学校の要請に応じて専門家を派遣し、授業改善に関する指導 や講演を行います。

(3)教科指導力向上研修

学力向上専門家委員会の協議や学校訪問事業等で見えてきた課題 を基に、静岡市全体の授業力向上を目指すための研修会を行います。

(4) 学力アップサポート事業

小学校に、学習支援員を派遣し、基礎的な学力に課題を持つ児童 を対象に、放課後の学習支援を行います。

取組名	地域・企業等と連携したキャリア教育の推進【学校教育課】
概要	小中学生の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てるため、地域・企業等とも連携を図りながら、キャリア教育を推進します。 (1)各校におけるキャリア教育の改善・充実を図ります。 (2)民間の様々な教育力を活用し、自立心や社会性の基盤となる資質・能力・態度や勤労観・職業観を育みます。 (3)全中学校で自立を育む職場体験学習を実施します。 ※各学校・地域の実情に応じて実施 (4)しずおか企業教育プログラムの活用を推進します。 (5)「静岡市民間教育力活用事業スペシャリスト」一覧の更新及び各学校への情報提供を実施します。 (6)各企業の講座・体験教室等を周知します。

取組名	学校図書館教育推進事業【教育センター】【中央図書館】
概要	子どもの主体的で多様な学び方に対応し、心の居場所となり得る学校図書館の人的・物的環境を充実させ、「読書センター」「情報センター」「学習センター」の機能を生かした学校図書館づくりを目指します。 (1)学校図書館の充実学校司書を配置し、ガイドラインやポータルサイトの活用、研修の充実等を行うことで、学校図書館の平準化・高度化を図ります。また、情報活用能力を育むために、学校図書館活用とICT活用をベストミックスした授業や読書活動を推進します。 (2)図書館における学校への支援の充実 ①学校での総合学習・調べ学習に必要な資料の提供や司書教諭・学校司書等との連携を行います。 ②職場体験学習の場として、中学生等の受け入れを積極的に行います。



施策②

豊かな心・感性の育成

他者を理解し尊重する心や規範意識のほか、情操、創造性などの豊かな心・感性を育むた めに、人権教育・道徳教育の充実を図るとともに、自然と触れ合う、本に親しむなどの多様な活 動の場を創出します。

主な取組	
取組名	静岡版道徳教育推進事業【教育センター】
概要	道徳的な課題を一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと向かうよう授業改善を進めることで、よりよく生きるための基盤となる道徳性(心情、判断力、実践意欲と態度)を育てます。 (1)道徳教育推進教師を中心に、道徳科における授業改善を進めるとともに、学校教育全体で行う道徳教育のあり方について検討し、推進します。 ①学校教育活動の様々な場面で地域人材を活用します。 ②地域・保護者に対し、道徳の授業を公開します。 ③市独自の教材「しずおかマナーブック(学-BOOK)」を活用します。 ④学校、学級の掲示「道徳コーナー」の充実を図ります。 (2)「特別の教科 道徳」の授業に関する研修会を充実します。 ①道徳教育推進教師の研修会を年に2回実施します。 ②教科指導力向上研修、計画訪問等での授業研究により授業改善を図ります。 ③ NITSオンライン研修の受講派遣、伝達講習を実施します。

取組名	人権教育や生命を大切にする教育の推進【学校教育課】
概要	各小中学校において、児童生徒の人権に関する知識・理解と人権感覚を高
	めていく必要があります。そのために、教員が子どもの権利を十分に理解し
	た上で、人権尊重の視点に立った学校づくりや教育活動を行います。
	(1)各教科学習や教育活動全体を通して、人権や生命を大切にする教育、
	指導を実施します。
	(2)中央研修の内容を各学校に周知し、校内での研修を実施します。

取組名 薬物乱用防止教育の推進【児童生徒支援課】	
概要	小学校から継続して薬学講座を受講することで、薬物に対する正しい知識を 学び、主体的に行動選択することの大切さを定着させます。

取組名	豊富な自然環境を活かした環境教育の推進【教育センター】
概要	環境教育の推進により、環境問題を自分事として捉え、主体的に環境問題に取り組み、身のまわりの自然環境を大切にしようとする子どもたちを育てます。 (1)授業における環境教育の推進 各教科横断的に学習内容と環境教育を関係付けた授業を実施します。 (2)地域や校外教育活動における環境教育の推進 市(環境局)や県、企業が行う環境教育を周知します。

取組名	子ども読書活動の推進【中央図書館】
概要	年齢や障害の有無、国籍や育った環境にかかわらず、一人ひとりの子ども
	が自然に読書に親しむことができるよう、子どもの読書環境を整備する施
	策を総合的に推進します。
	(1)家庭における子どもの読書活動を推進する取組の実施
	①「6か月児 育児相談」の対象者にブックスタート(絵本の配布等)を
	実施するとともに、1歳半の乳幼児の健康診査時にブックステップ
	を実施します。
	②保護者や地域で活動するボランティア等に対し、読み聞かせ指導
	や児童書の選書についての出前講座を実施します。
	③ 移動図書館車によるこども園等への特別訪問を実施します。
	(2)図書館における子どもの読書活動を推進する取組の実施
	① 子ども向け図書リスト「このほんばーった!」、パスファインダー(解30)
	「ブック通リスト」を改訂・利用し、児童図書の利用を促進します。
	②図書に親しむ機会が少ないヤングアダルト世代(主に「teen」がつ
	く中・高校生世代)に対し、イベント等の事業の実施により読書に
	触れる機会を創出します。







取組名 南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家の活用推進 【教育総務課(南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家)】 社会教育施設として、自然環境の中での集団訓練や自然探求等を通じて、青少年や市民の豊かな情操を培い、心身ともに健全な育成を図るため、学校・青少年団体、その他一般のニーズに沿った井川地域ならではの野外体験活動を提供します。 (1)井川地域の自然や文化とふれあう主催事業を実施します。 (2)野外活動指導や自然に接する機会の提供等を行い、学校・青少年団体、その他一般に対する施設利用を促進します。

取組名	両河内地区自然の家整備活用事業【教育総務課】
概要	平成31年4月から一時休止中の「旧清水和田島自然の家」について、両
	河内地区における学校統合に伴う跡地活用として、旧清水西河内小学校
	を新たな自然の家として整備し、両河内地域ならではの自然環境や文化
	を活かした体験の機会を提供します。



南アルプスユネスコエコバーク井川自然の家 野外炊飯



両河内地区自然の家予定地(旧清水西河内小学校)

施策③ 健やかな体づくり

生涯にわたり健康な生活を営むために、体育の授業などを通じて、子どもたちの体力や運動能力の向上を図るとともに、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるための食育を推進します。

また、自らの健康に関心を持ち、規則正しい生活習慣を維持・向上させるための自己管理能力を養います。

主な取組	
取組名	体力向上支援策の推進【教育センター】【学校教育課】
概要	授業改善や体力向上支援事業を継続・拡充することで、各学校の検証改善サイクルを一層推進し、児童・生徒の体力向上を図ります。 (1)学校訪問事業 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等を分析し、成果と課
	題を明らかにした上で、訪問指導や研修などを通じて、授業改善に取り組みます。
	(2)教科指導力向上研修 体力向上専門家委員会で確認された課題と指導改善のポイントを踏まえ、市全体の授業力向上についての方策を検討し、実践を行います。
	(3)体力向上支援事業 小中学校の要請に応じて専門家を派遣し、授業改善に関する指導 や講演を行います。

取組名	学校プール向上研究【教育センター】【教育施設課】
概要	子どもたちの泳力向上や意欲向上のほか、教職員にかかる負担の軽減や維持管理コストの削減を図るため、外部団体との連携や改修工事等による環境整備を進めます。 (1)民間・公営プール活用、学校プールの共用により、子どもたちの泳力や意欲の向上、教職員の負担軽減等を探る実証研究を実施します。 (2)実証研究を踏まえ、学校プール改修計画を策定します。







取組名 健康教育等の充実【児童生徒支援課】

概要

子どもたちの健康生活を実践する力、心と体を守る力を養います。

(1)保健教育の充実

子どもたちが心の健康を含むさまざまな健康課題に対し、自ら解決 しようと努力して、健康生活を実践していく力を養うための保健活動 を計画的に実施します。

(2) がん教育の推進

日本の死亡原因として最も多い「がん」について、児童生徒が正し い理解を深め、自他の健康の大切さについて学び、主体的に考える態 度を育成するため、がん教育を推進します。

取組名 食育推進事業【学校給食課】

概要

学校給食をとおして"健全な体を育み、多様な食文化に触れながら静岡の 食のすばらしさを伝える子"の育成を目指します。

- (1)全小中学校で「食に関する指導の全体計画」をもとに「食に関する指 導」を実施します。
- (2)給食内容と給食環境の充実を図り、静岡ならではの献立を提供する わくわく給食プロジェクト(解31)を実施します。
- (3) 静岡茶葉を使用したお茶を提供します。
- (4) 学校・家庭・地域に積極的に情報提供をするなど、連携した食育を推 進する「わくわく給食応援団プロジェクト」を実施します。







学校給食の様子

施策④

静岡市民を育てる教育(シティズンシップ教育)

豊富な社会資源や静岡ならではの教材を活用した学習を実施し、自然、産業、歴史文化 等への理解を深め、静岡市への愛着と誇りを持つ人材を育成します。

また、地域の一員としての社会参画意識を養うとともに、地域や社会の課題発見・解決に向 け、考え行動できる静岡市民を育てます。

主な取組

取組名

豊富な社会資源を活用した郷土を知る教育への取組【教育センター】

概要

市内に多く存在する美術館や自然の家等の社会教育施設のほか、歴史文 化、自然環境や産業等への理解を深め、"ふるさと静岡"への愛着と誇り、 社会への参画意識の向上を図ります。

(1)社会教育施設の活用

子どもたちが静岡市の素晴らしさを学び、将来それを活かすことが できるように、市内に多く存在する博物館や美術館、資料館、自然の 家、図書館などの社会教育施設や多くの史跡等を活用します。

(2)副読本(「しずおかだいすき」「わがまち静岡」)の活用 授業における副読本の活用を進めます。

取組名

しずおか学の推進【学校教育課】

概要

郷土につながる学習を実施し、地域や静岡市に愛着と誇りを持つ静岡市 民を育てるとともに、広く社会や世界に目を向けて、その発展に寄与する 人材の育成を目指します。

- (1)各小中一貫教育グループで編成した、地域の人的・物的資源等の活 用が位置付けられた指導計画に基づく実践と、検証改善サイクルを 推進します。
- (2)しずおか学副読本を活用します。
- (3)しずおか学を学んだ子どもを静岡市子どもPR隊として認定します。 (広報課との連携)







取組名	校則の見直しの推進【児童生徒支援課】【教育総務課】
概要	校則の見直しにおいて、児童生徒や保護者、学校関係者などが意見を出し合い、様々な考え方に触れながら話し合う体験を通して、児童生徒の主体性や意思決定、課題解決に向けた力を育むとともに一人ひとりが互いに尊重して認め合い、積極的に社会参画することができる人材の育成を目指します。

施策⑤ 国内外でグローカルに活躍できる人材の育成

異なる言語や文化の人を尊重しつつ、自信を持ってコミュニケーションをとることができるよう、 授業や課外活動等において、児童生徒が英語や異国の文化に触れる機会を拡充します。さら に、様々な人との協働により、世界規模の視野と地域の視点を身に付け、静岡の未来を創造 し、けん引することのできるグローカル人材を育成します。

主な取組	
取組名	英語を活用したコミュニケーション力向上プロジェクト【学校教育課】
概要	異なる文化の人々と自信を持ってコミュニケーションを取ることができ、 地元への愛情を持ちながら国際的に活躍できるグローカル人材を育てる ため、学校の授業や課外活動などの中で、児童生徒が英語にふれる場や コミュニケーション活動の拡充を図ります。 (1)しずおか学と関連した独自英語教材「しずおかグローカルタイム」を 活用し、授業の充実を図ります。 (2)教職員研修の充実や外国語指導助手(ALT)、地域人材(GET)の活 用を通して、英語指導力の強化に取り組みます。 (3) ALTと英語だけで活動するイングリッシュキャンプ、放課後等にALT と気軽に英会話を楽しむイングリッシュデイ、イングリッシュカフェを 実施するなど、英語に接する機会を拡充します。

取組名	高等学校改革の推進(高校におけるグローカル人材の育成) 【教育総務課】
概要	異文化の人との協働により、広い視野・国際感覚を身に付け、多様な他者との協働によって、地域社会の核となり、未来の静岡をけん引する人材を 育成します。

- (1)市立の高等学校改革検討委員会の運営等による検討により、中学生や保護者に選ばれる学校づくりを進めます。
- (2)未来の静岡をけん引する人材育成のため、4つの視点(グローバル 【国際教育】・世界が求めるキャリア人財・産学官コラボレーション・し ずおか愛)で高等学校の魅力化を図ります。

施策⑥

特色ある小中高等学校教育の推進

人格形成や生きる力の基礎を培う幼児期の教育においては、子どもや保護者のニーズに対応した学びを提供するとともに、幼児期に身に付けた資質・能力を小学校でも主体的に発揮できるよう、園と小学校の連携を一層深めていきます。

自立的に生きる基礎を培い、基本的な素質を養う小中学校教育においては、静岡型小中一貫教育の実践により、9年間の一貫した学びを通して「つながる力」を育むとともに、地域ならではの特色ある教育活動を充実させていきます。

生徒の能力・適正、興味・関心等の多様化に対応した特色ある教育が求められる高等学校教育においては、進学や就職に向けた生徒のニーズに対応し、それぞれの個性や能力を伸長させる魅力ある教育を推進します。

主な取組

取組名

幼児教育の充実と幼小接続(解32)の推進【学校教育課】【こども園課】

概要

静岡市立こども園が目指す子どもの姿に基づいて、各園が取り組む自園 ならではの教育・保育の充実、向上を図ります。

また、小学校へ入学した児童が、幼児期に育んだ資質・能力を主体的に発揮しながら、学びに向かうことができるよう、幼小接続を推進します。

- (1)市立こども園において、乳幼児期の教育・保育を一体的に提供します。
 - ①職員の階層別研修を通して、職員の資質向上を図ります。
 - 2 幼保連携型認定こども園教育・保育要領をもとに自園の教育・保育を実施します。
- (2)子どもの発達や学びの連続性を保障するため、小学校と認定こども 園・幼稚園・保育所が相互理解を深めて連携を強化できるよう公開授 業や公開保育、研修会等を実施します。
 - (1) 小学校への円滑な接続のための幼小接続会議を開催します。
 - 2 子どもの育ちと学びをつなぐ研修会を実施します。



9)	
取組名	幼児教育環境の整備・充実【子ども未来課】【幼保支援課】
概要	認定こども園等における生活を通して、生きる力の基礎を培い、心身ともに健やかな育成が図られるよう、幼児期の教育の充実を支援します。 (1)幼稚園又は保育園から認定こども園に移行するために必要となる調理室や乳児室などを増設する費用等を助成します。 (2)国が定めた給付費単価に基づき、私立こども園・保育所等に対して給付費を支弁します。

取組名	静岡型小中一貫教育の推進【学校教育課】
概要	各小中一貫教育グループが「目指す子どもの姿」を地域・保護者と共有し、小中9年間の「たてのつながり」と、学校と地域の「よこのつながり」を大切にし、9年間の一貫した学びを通して「つながる力」を育てるとともに、地域ならではの特色ある教育活動に取り組むことにより、地域社会や世界で活躍する子どもを育成します。 (1)全43グループは、教育構想に基づき、特色ある教育活動を実施するとともに、検証改善サイクルを推進し質の向上を図ります。 (2)市教委は、全43グループへの訪問指導、ヒアリング等による支援及び指導を行い、教育課程の質の向上を図ります。 (3)全43グループ及び市教委は、成果を上げている取組について、市内全体で共有を図ります。

- 1-	
取組名	特色ある高等学校教育の推進(科学教育の推進)【市立高等学校】
概要	先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の科学的な探究能力を培うことが求められている中、「科学的リテラシーをもって解決困難な課題に立ち向かえる人材」を育成するため、理数科教育を軸とした探究活動の深化を図ります。 (1)大学での実習やフィールドワーク、専門家による講演会等の実施やTA(解33)等の協力による科学英語等の実施など、大学等専門的教育機関との連携を深めます。 (2)特色ある教育活動(探究プログラム)を実施します。

取組名 特色ある高等学校教育の推進(地域連携型探究学習の推進) 【清水桜が丘高等学校】 普通科・商業科それぞれの生徒が持つ多様な教育ニーズ・進路希望に応えることができるよう、特色ある高等学校教育を推進します。 (1)多様な教育ニーズに対応できるよう、総合的な探究の時間における地域との協働により生徒自らが主体的に課題を発見・解決できる資質・能力を育成し、かつICT機器を効果的に活用した課題探究型授業を行います。 (2)学校教育を通じ、地域と学校の連携・協働を効果的、継続的に行います。



静岡市立高校 科学探究科での取組(SSH)



清水桜が丘高校 探究活動での取組(地域連携)







施策⑦

教育DX(#34)の推進

ICTの効果的な活用により、一人ひとりの学習実態に応じた「個別最適な学び」と、多様な 意見を共有し、協力しながら目標に向かって取り組む「協働的な学び」のそれぞれを一体的に 充実することで、主体的·対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組みます。

また、インターネットのリスクから身を守るだけでなく、自ら学び、創造し、社会参画するために、 責任をもってデジタル技術を扱う行動規範等を学ぶためのデジタル・シティズンシップ教育(情 報モラル教育)を推進します。

主な取組

取組名

学校教育におけるICTの活用【教育センター】【学校教育課】

概要

子どもたちが、デジタル社会に対応できる能力(必要な情報を主体的に収 集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて、社会に積極 的に発信・伝達できる能力)を身に付けるための取組を推進します。

(1)ICT環境整備

一人一台端末・校務支援システム端末、これらのネットワーク環境 の整備、保守等を行うほか、家庭にWi-Fi環境のない児童生徒へのモ バイルWi-Fiルータ等の貸出を実施します。

(2)教職員に対するICT利活用支援

ICT支援員及びヘルプデスクを配置し、ICTを活用した教職員の指 導力向上を図る支援やリーダー育成のための研修等を実施します。

(3) 学習者用デジタル教科書の普及促進と活用促進

学習者用デジタル教科書配置における成果・課題を検証するとと もに、導入方針の策定、見直しを行います。また、文字の拡大や朗読機 能等を備えた学習者用デジタル教科書と紙の教科書を効果的に活用 した授業を実施します。

(4)デジタル・シティズンシップ教育(情報モラル教育)

自ら学び、創造し、社会参加するために責任を持ってデジタル技術 を使う行動規範等を学ぶ教育を実施します。













第2節

【一人ひとりの幸福の実現と多様性の尊重】 誰もが幸せを感じながら生き生きと輝く、多様性を尊重した教育を推進する

特別な支援を必要とする子どもや日本語指導を必要とする子どもの増加に加え、いじめ、不登 校、貧困など、子どもを取り巻く問題が近年多様化・複雑化しています。

すべての子どもが自己肯定感をもって生き生きと学び、成長できるよう、個に応じた切れ目ない 指導・支援の在り方について検討し、実践していきます。

子どもの豊かで希望に満ち溢れた学校生活を実現するため、3つの施策を展開します。

施策图

特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子どもの増加や、これに伴い多様化する教育的ニーズに対応する ため、専門人材の配置や教員の専門性向上による授業改善に取り組みます。また、子どもの状 況を的確に把握し、その都度必要としている教育的支援を提供できるよう、組織的な相談・支 援体制を強化します。

主な取組

取組名

特別支援教育の推進【学校教育課】

概要

特別な支援を必要とする子どもたちの自立や社会参加に向け、生活や学 習上の困難を改善・克服するため、一人ひとりの状況に応じた特別支援 教育を推進します。

(1)特別支援教育支援員の配置

静岡市立の小中学校に、より適切な教育活動ができるよう特別支 援教育支援員を配置します。

(2)自閉症・情緒障害学級の授業改善(非常勤講師配置) 多学年の児童が在籍している自閉症・情緒障害学級に非常勤講師

を追加配置し、学習指導の充実を図ります。

(3)医療的ケア看護職員の配置

医療的ケアの必要な児童生徒に対して、看護師がたんの吸引、経管 栄養、カニューレの管理、酸素吸入、導尿等の医療的ケアを実施します。

(4) 教職員研修の実施

特別支援教育コーディネーター(解35)のスキルアップ、発達障害や 知的障害などの障害のある子どもへの理解や指導方法などを深める ための研修を推進します。







(5)アセスメント支援

「サポートファイル」等を活用しながら、一人ひとりの子どもの障害の程度や特性、教育的ニーズに応じて、本人や保護者の願いを踏まえた上で、目標、支援内容、支援方法を検討し、「個別の教育支援計画」を作成します。

(6)専門家チームの設置

公認心理師、医師等で構成する専門家チームを設置し、学校や保 護者を支援します。

(7) 就学に関する相談の実施

障害があるなど、特別な教育的支援を必要とする子どもの就学先 等について、保護者等との相談を行います。

(8)特別支援学級・通級指導教室の新設

居住区域の学校、または可能な限り居住区域に近い学校で、特別な教育課程が履修できるように、必要な学校に特別支援学級や通級指導教室を新設します。

(9)インクルーシブ教育(解36)システムの構築を推進するための集中的な 施設整備事業

子どもたちが、障害の有無にかかわらず一緒に教育を受けることのできるインクルーシブ教育システムの構築を推進するための施設整備を行います。



施策⑨

個々のニーズに対応した教育の推進

いじめや不登校等様々な課題を抱えた児童生徒が安心して学校に通い、充実した生活を 過ごすことができるよう、生活指導体制や相談体制の一層の充実を図るとともに、地域や関係 機関と連携しながら、不安や悩みを抱える子どもやその保護者に寄り添ったきめ細かな支援を 行います。

主な取組

取組名

悩みを抱える児童生徒に対する支援の充実【児童生徒支援課】 【教職員課】【教育センター】【青少年育成課】【教育総務課】

概要

いじめや不登校など、不安や悩みを抱える児童生徒一人ひとりの心の安 定と学習の充実を図るとともに、学校生活への自発的な復帰や集団生活 への適応など社会的な自立に向けた取組への支援・充実を図ります。

(1)非常勤講師、パート看護師の配置・派遣

市立小中学校におけるいじめや不登校等に迅速かつ確実に対応するため、非常勤講師やパート看護師を配置又は派遣します。

(2)スクールカウンセラー(解37)の配置

スクールカウンセラーを小中学校及び高等学校に配置し、いじめや不登校、問題行動、児童・生徒の心の問題等への対応を行うとともに、学校における組織的な教育体制の向上を図ります。

(3)教育相談員の配置

不登校及び別室登校の児童生徒が一定数以上いる小中学校に 教育相談員を配置し、教職員及びスクールカウンセラー等と連携 した支援を行います。

(4)訪問教育相談員の配置

不登校生徒が多い地域の中学校に訪問教育相談員を配置し、 家庭訪問及び面談を通じて、生徒や保護者に対して支援を行いま す。同学区内の小学校から支援要請を受けた場合は、学校と連携 して同様の支援を行います。

(5) 適応指導教室(gas)の運営

不登校児童生徒に対し、学校生活への自発的な復帰や集団生活への適応など社会的な自立に向け、カウンセリングや学習支援等を組織的かつ計画的に行います。

(6)不登校対応研修プログラムの実施

不登校を未然に防ぐ取組や不登校児童生徒に対する対応等に関する



教職員自身の取組を今一度振り返るとともに、児童生徒の様々な表れ に対する理解をさらに深め、支援の幅を広げるために研修を行います。

(7)いじめ防止等のための基本方針の徹底

「いじめはどの子にもどこでも起こり得る」との認識に立ち、日常の コミュニケーションに加え、年3回の悩み事調査を活用して早期の発 見と適正な対応ができるよう、教育委員会と学校が組織的に、総合 的かつ効果的な取組を進めます。

(8)自他を大切にする心の育成

児童生徒の「自他を大切にする心の育成」に向け、子どもが互いの よさを認め合い、「いじめ」を許さない環境をつくるように、道徳教育 の充実を図ります。

取組名	外国人児童生徒支援事業【学校教育課】
概要	外国人児童生徒及び帰国児童生徒に対し、学校生活に必要な日本語を
	習得するための指導・支援を継続的に行うとともに、受入れ側となる教職
	員や児童生徒の多文化共生意識を高めます。
	(1)日本語指導が必要な児童生徒への支援
	①日本語指導教室の設置・運営、訪問指導員の派遣
	市内4か所の日本語指導教室における通級指導、又は対象児童
	生徒の在籍校に指導員を派遣する訪問指導を行います。
	②学校の支援体制の充実
	多文化理解を深めるとともに指導力の向上を図るため、教職員
	及び日本語指導員を対象とした教科につながる日本語の研修を実
	施します。また、プレスクールや初期指導を充実させることにより、
	学校へのスムーズな適応を目指します。
	③ 多文化共生に関する取組
	他課や地域等と連携した多文化交流会等を実施し、学校におけ
	る多文化共生教育を推進します。
	ı

教育機会の均等の確保 施策⑩

社会的・経済的な事情や置かれた環境等に関わらず、全ての子どもが等しく充実した教育 を受けることができるよう、多様な支援の充実を図ります。

また、本市の教育環境の多様化と魅力化を推進するため、ニーズに対応した特色ある教育 活動を展開する私立学校の振興を図ります。

主な取組	
取組名	就学援助事業【児童生徒支援課】
概要	経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、 就学援助費を支給します。

取組名	遠距離通学補助事業【児童生徒支援課】
概要	静岡市立小中学校に一定距離を超えて通学する児童生徒の保護者に対し、通学のために必要な費用(バス定期代または通学用品費)の一部を補助します。

取組名	奨学金貸付事業【児童生徒支援課】
概要	高等学校、専修学校、短期大学、大学及び大学院等に入学及び在学する
	者に学資を貸与して、優秀な人材を育英するほか、市の発展に資する優
	秀な人材を育成します。
	秀な人材を育成します。

取組名	奨学金貸与給付事業【児童生徒支援課】
概要	高等学校や大学に入学する修学困難な者に対し、入学時の経済的負担
	の軽減を図るため教育奨励費として奨学金を給付します。

- 1		
	取組名	私立学校等の振興【幼保支援課】
	概要	私立学校等の教育振興や保護者の子育てにかかる経済的負担の軽減を
		図ります。
		(1) 私立学校振興補助金
		私立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の特色ある教育を推進
		するため、教材等の購入経費の一部を補助します。











第3節

【教育環境の整備・充実】

安全安心で魅力ある教育環境の整備と、信頼される学校づくりを進める

子どもたちが安全安心で良好な教育環境の中で学び続けられるよう、施設の維持管理や整 備に加え、新たな時代に対応した環境整備にも取り組みます。

また、きめ細やかで質の高い教育を提供するため、情熱と指導力を備えた教職員を確保・育成 するとともに、働き方改革の実践により生み出された時間を子どもたちのために有効に活用します。 これらの実現のため、7つの施策を展開します。

施策印

安全安心の確保

子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、健康面における配慮が必要な子どもへの対応 や救急体制を整備するほか、保護者や地域と連携して通学路の交通安全対策に取り組みます。

また、避難訓練等実践的・体験的な活動を通した防災教育を継続するほか、学校の事務 の効率化・適正化に向けた取組を進めます。

主な取組	V.
取組名	健康面での安全安心の確保【児童生徒支援課】
概要	アレルギー疾患を持つなど健康面で特に注意が必要な子どもについて、情報を共通理解し、確実で迅速な対応ができるよう職員研修を行うとともに、救急体制を整備し、学校としての体制の組織化を図ります。

取組名	通学路交通安全プログラムの推進【児童生徒支援課】
概要	学校から報告された通学路上の危険箇所について、道路管理者、警察、
	教育委員会等が安全対策について協議し、安全対策を検討・実施するこ
	とで交通事故を未然に防ぎ、児童生徒の安全な通学環境を整えます。

取組名	防災教育推進事業【児童生徒支援課】
概要	災害が発生した時に「自分の命は自分で守る」ために、防災に関する知識を習得し、実践的・体験的な活動を通して危険を回避する力を身に付けさせます。また、地域における小中学生の役割を理解し、進んで安全安心な社会づくりに貢献できるよう、地域の防災訓練などに積極的に参加・協力できるよう働きかけます。

(2)子育てのための施設等利用給付

私立幼稚園及び国立大学附属幼稚園の利用料に対して、無償化さ れる費用を給付します。

取組名

教育格差を生まないための支援の推進【児童生徒支援課】 【子ども家庭課】【福祉総務課】【教育総務課】

概要

学校をプラットフォームとして、教職員とスクールソーシャルワーカー等 が連携し、様々な事情(子どもの貧困、ヤングケアラー等)により教育の機 会を失っている子どもたちを積極的に掘り起こし、福祉とつなぐとともに、 学習支援や生活支援の充実に向けて取り組みます。

(1)スクールソーシャルワーカー活用事業

スクールソーシャルワーカーを市内12支部に設定する拠点校 及び高等学校2校に配置し、支援が必要な児童生徒やその保護 者を福祉機関へ繋ぐなど、問題改善に向けた適切な支援体制の 整備を図ります。

- (2)生活困窮世帯等の子どもへの学習支援事業
 - ①生活困窮世帯、ひとり親世帯等の小学生から高校生を対象とし て、ボランティアの協力を得て、安心して過ごせる居場所を提供し、 学習支援、生活支援を行います。
 - ②生活困窮世帯の子どもが学習を習慣づけられるよう、世帯に家庭 支援員を派遣し、支援を行うことで、学習に向けた環境を整えます。









	取組名	共同学校事務室(解39)設置事業【教職員課】
18	概要	事務部門の職務体制を整備し、事務職員が積極的に学校運営に参画する
		ことで、教職員の事務負担を軽減し、子どもたちへの教育を充実させます。

取組名	学校給食費公会計化事業【学校給食課】
概要	現状、私会計である学校給食費を予算化し、静岡市会計規則に則り会計 管理を行うことで、会計の透明性や信頼性を高めるため、学校給食費公
一 	

市アセットマネジメント方針に則った教育施設の整備

日常的な点検や修繕により、教育施設の適切な維持管理を行います。

また、施設の老朽化が進む中、長寿命化や建替えなどによる老朽化対策を計画的に実施する とともに、バリアフリー化や脱炭素化、防災機能の強化など、新しい時代の学びを支える安全安心 で快適な教育環境の整備に努めます。

主な取組	
取組名	小中学校施設の整備【教育施設課】
概要	児童・生徒が、安全安心で快適に教育を受けることができる環境を維持するため、老朽化対策等の施設整備を計画的に実施します。 (1)大規模改修事業(校舎等の長寿命化や耐震性能向上、質的整備のため、全面的に行う改修工事)を実施します。 (2)中規模改修事業(校舎等の機能を回復させるために行う、屋上防水・外壁改修工事等)を実施します。 (3)基幹設備改修事業(給水設備の改修、受変電設備の更新等)を実施します。
	(4)校舎トイレリフレッシュ事業(便器の洋式化、床の乾式化、内装改修、 給排水設備の更新等)を実施します。 (5)学校施設のバリアフリー化(スロープ設置、多機能トイレの整備等)を 推進します。 (6)学校施設の脱炭素化(照明器具のLED化、再生可能エネルギーの 活用等)を検討します。 (7)老朽化が著しい施設の建替えを検討します。

(8)特別教室や体育館への空調設備設置を検討します。

取組名	高等学校施設の整備【市立高等学校】【清水桜が丘高等学校】
概要	生徒が、安全安心で快適に教育を受けることができる環境を維持するため、老朽化対策等の施設整備を計画的に実施します。 (1)アセットマネジメント基本方針に基づく中規模改修(市立高校・清水桜が丘高校) (2)校舎トイレの洋式化改修(市立高校) (3)体育館空調設備設置の検討(市立高校・清水桜が丘高校)

取組名	学校給食施設整備事業【学校給食課】
概要	安全安心な給食を安定的に提供するため、学校給食施設の老朽化対策
	等の施設整備を計画的に実施します。
	(1)清水区における新しい学校給食センターの整備
	(2)適正な維持管理等のための施設・設備の修繕等の実施
	(3)厨房設備機器の更新
	(4)アセットマネジメント方針に基づく大規模改修等の実施

取組名	図書館施設整備事業【中央図書館】
概要	老朽化の進む図書館について、必要な改修工事を計画的に実施し、各施
	設の長寿命化を図ることで維持更新費を抑えるとともに、市民が安心安
	全に利用できる環境の整備に努めます。



改修後のトイレ



リニューアルオープンした中央図書館(R3.8)



施策(3)

ICT環境の整備・充実

一人一台GIGA端末・校務支援システム端末の維持管理や、ネットワーク環境の整備、保守 等を行うほか、家庭にWi-Fi環境のない児童生徒へのモバイルWi-Fiルータ等の貸出を実施しま す。また、学校と家庭間でアプリを介した欠席連絡等を可能にするツールの導入等も含め、ICT環 境の整備・充実を図ります。

主な取組

取組名

学校におけるICTの活用【教育センター】※再掲

施策(4)

質の高い教職員の確保

優れた専門知識を持ち、心身ともに健康で豊かな人間性を兼ね備えた「教育にひたむきな教 師」を採用するため、採用システムの見直しや効果的な広報活動を行うとともに、「人間力」と「教 師力」を身に付けた実践力のある教職員を確保するためのカリキュラムを実施します。

主な取組 取組名 教職の魅力発信による質の高い教職員の確保【教職員課】 概要 (1)教員養成大学や他自治体との連携 県内の教員養成大学や静岡県・浜松市と連携して教職の魅力を発 信し、教員を志す人を増やして、意欲のある質の高い教職員の確保を 目指します。 (2)動画等による広報活動 教員志願者増加を図るため、若手の先生が働く実際の様子や、教 職に対する思いが伝わる動画を作成・公開するなど、教職の魅力の広 報活動を実施します。

取糸	且名	しずおか教師塾事業【教職員課】
概	要	(1)情熱と指導力を備えた、即戦力となる人材を育成するため、「人間力」 と「教師力」を磨く教師塾を運営します。 (2)応募者数増加を図るため、教師塾に関するガイダンスと広報活動を 実施します。

施策⑮

教職員の資質向上と働き方改革の推進

ICTの活用、小中一貫教育、特別な支援を必要とする子どもへの対応のほか、ベテラン教職員 の大量退職による若手教職員への教育観・指導技術の継承など、多様化・複雑化している教育 課題に対応するため、静岡市教員育成指標に基づき、研修事業の一層の充実を図り、「学び続 ける教職員」を育成します。

また、教職員の長時間労働を是正し、子どもと向き合う時間や教職員の見聞を広げる時間を創 出することで、教育の質を高め、児童生徒の資質・能力の向上を図ります。

主な取組	
取組名	静岡型教職員多忙解消プログラムの推進【教職員課】【教育総務課】
概要	子どもたちと向き合い、一人ひとりの成長のきっかけを見つける時間を創出することで、教育の質を高め、児童生徒の資質・能力の向上を図ります。 (1)働き方改革プラン推進委員会による教育課程の見直し等、新プランの具体策を検討・実施し、効果を検証します。 (2)教職員の勤務時間の上限に関するガイドラインに即した校務支援システムによる勤怠管理を行います。 (3)研究推進校の取組や各学校の好事例の集約と提示を行います。 (4)教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)を全校配置した効果を検証します。 (5)持続可能な部活動システムの構築と単独指導・単独引率が可能な外部顧問を配置し、効果を検証します。

取組名	教職員の資質の向上【教育センター】
概要	多様化・複雑化している教育課題に対応できるよう、教職員の資質・能力の向上と学びの続ける教職員の育成を目指し、研修事業の一層の充実を図ります。 (1)静岡市教職員育成指標に基づいて基礎期から深化期にわたって「学び続ける教職員」を育成するための研修の充実を図ります。 (2)学校訪問を実施し、授業改善や校内研修の充実を図るための指導助言を行います。







取組名	複式学級への非常勤講師配置事業【教職員課】
概要	複式学級のある小学校すべてに非常勤講師を配置し、基本4教科(国語、社会、算数、理科)の授業を単学年で行うことで、児童が集中して学習に取り組む環境を整え、学習の定着を図ります。

取組名	静岡市型35人学級編制の推進【教職員課】
概要	平成28年度まで実施してきた静岡県の施策「静岡式35人学級編制」の効果を踏まえ、令和2年度より完全実施している静岡市独自の施策「静岡市型35人学級編制」の少人数学級による指導体制を継続することで、きめ細かな学習・生活指導を実現するとともに、実践による効果検証を行います。

取組名	スクールロイヤー(解40)活用事業【教育総務課】【教職員課】
概要	学校現場で起こる様々な問題に対して、子どもの利益を念頭に、スクー ルロイヤーが法的観点から中立の立場で学校に助言することで、法的根
	拠に基づく適切で迅速な判断や対応を行います。

施策16 地域と協働した学校の運営

学校評議会、学校運営協議会、学校評価システムなどを通じて、学校における教育活動の目標やビジョンを保護者や地域と共有し、協働しながら一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。

主な取組	
取組名	地域と協働した学校の運営【学校教育課】【教職員課】【教育総務課】
概要	(1)学校評価システム 静岡型小中一貫教育を反映した「学校評価システム」において、学 校運営について保護者・地域住民とともに評価を行うとともに、結果 を市民に広く公表します。 (2)学校運営協議会への移行 中学校区を基盤に地域住民と目標やビジョンを共有し、地域と一体

となって子ども達を育む「地域とともにある学校づくり」を推進するため、学校評議員設置事業から学校運営協議会制度へ順次移行していきます。

施策① 学校の適正規模化

子どもたちが切磋琢磨できる一定規模の児童生徒の集団と、経験年数や専門性、男女比のバランスがとれた教職員集団を確保するため、統合などによる学校の適正規模・適正配置を推進します。

特に、児童生徒の減少が著しい中山間地域をはじめとする過小規模の学校については、教育の質の維持向上のため、早急に検討を進めます。

主な取組	
取組名	小中学校適正規模・適正配置の推進【教育総務課】
概要	小中学校において、子どもたち同士が切磋琢磨できる、少なすぎず多すぎない一定規模の児童生徒数を確保するため、統合や通学区域の見直しなどによる学校の適正規模・適正配置を進めます。



令和4年度より開校した両河内小中学校



蒲原小中一貫校校舎建設基本計画 ワークショップの様子







第4節

【協働してつくる持続可能な学びの推進】 地域全体で学び合い協働する環境づくりを推進する





地域コミュニティや家族形態の変容等により、地域の教育力に変化が見られるとともに、学校に求められる役割が増加しています。

そこで、学校のみならず地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働する「学校・家庭・地域 総がかりの教育」の実現に向け、取組を進めます。

また、子どもから大人まで、全ての市民が生涯にわたり学ぶことの意義や楽しさに気付き、興味・関心を持つため、様々な学びの機会を提供します。

これらを推進するために、2つの施策を展開します。

施策個

学校と多様な主体との連携による子どもたちの学びの支援

学校を核とする地域全体で子どもたちを育てるため、市内の各小中学校において地域学校協働活動を推進するとともに、地域住民などが主体的に学校運営に参画するコミュニティ・スクールの各中学校区への導入を促進します。

主な取組

取組名

コミュニティ・スクール導入推進事業【教育総務課】

概要

令和4年度から市内一斉スタートした「小中一貫教育」をベースに、全ての学校で地域との連携(よこのつながり)づくりを進める中で、中学校区ごとに置かれている「小中一貫教育推進委員会」を「小中一貫学校運営協議会」に順次移行させ、コミュニティ・スクールの導入を推進します。

(1)小中一貫学校運営協議会の導入の推進

各小中一貫グループを基盤に、中学校区を単位としたコミュニティ・スクール導入に向けた支援を行うとともに、これまでの学校と地域との連携体制を基盤に、より多くより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、学校や地域の実情に応じた地域学校協働活動を推進することができる組織づくり、ネットワークづくりを支援します。

(2)小中一貫学校運営協議会の継続的・安定的な運営の推進

学校と地域が目標を共有し、地域とともにある学校づくりを推進するコミュニティ・スクールの継続的・安定的な運営を支援するとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進します。

取組名	地域学校協働活動の推進【教育総務課】【子ども未来課】
概要	学校・地域の連携協力による学校応援団(解41)活動の仕組みを基盤とし
	て、放課後子ども教室等の活動に関わる地域人材との共有を図りながら、
	学校と地域が連携・協働することにより、地域全体で子どもたちの健やか
	な育成に取り組みます。
	(1)学校応援団の推進
	保護者、地域住民等による学校支援活動(授業支援、環境整備、登
	下校の見守り等)を全小中学校で推進し、活動への支援を実施します。
	(2)放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な実施
	地域との連携・協働により放課後に小学校を活用し、自由遊び、自
	然体験活動、各種体験活動等を開催することで、児童の安全安心で
	充実した体験・交流の場の確保を推進します。さらに、放課後児童ク
	ラブとの一体的な取組を実施します。
	(3)協働活動の充実に向けた地域人材の配置
	学校と地域をつなぐコーディネーター役を担う人材である「統括的
	な地域学校協働活動推進員」を各中学校区に、「地域学校協働活動
	推進員」を各小学校に配置します。
	(4)地域人材の継続的な発掘・育成
	「統括的な地域学校協働活動推進員」や「地域学校協働活動推進
	員」を始めとする学校支援活動に関わる地域人材の発掘・育成に取り
	組みます。また、研修会の開催やリーフレットの発行により、事業の理
	解促進を図ります。

取約	祖名	PTAとの連携【学校教育課】
概	要	各学校の教育及びグループの小中一貫教育について保護者や地域の理解を促進し、さらにそれぞれが役割を果たしていくことを目指すため、より一層地域や家庭との連携を促進します。 (1)市PTA連絡協議会補助金
		単位PTA団体相互の交流を深めるとともに、学校教育と家庭教育の振興を図るために、市立小中学校の児童生徒の健全な育成と、より良い教育環境の整備を目的とする同会の活動に対して助成を行います。







施策⑲

人生100年時代を支える豊かな学びの充実

学校での学習のみならず、「いつでも、どこでも、誰でも生涯にわたり学ぶことができる社会」を 実現するため、文化活動やスポーツ活動、レクリエーション活動などの豊かな人生を歩むため の生涯学習の機会を創出するとともに、その有用性や必要性を効果的に啓発します。

主な取組	
取組名	部活動改革の推進【学校教育課】
概要	従来の学校単位で運営する部活動では、持続可能と言えない状況が生じていることから、子どもたちにとって価値ある活動を維持するため、まずは休日の部活動に代わり、地域で展開する新たな活動「シズカツ」(鮮42)を実施します。 (1)シズカツの実施体制の強化シズカツガイドラインを策定し、ガイドラインに沿って運営できるように各団体との連携を深めます。 (2)段階的な休日のシズカツ展開エリア制部活動の取組について保護者、児童・生徒へ周知するとともに、適切な条件が整ったエリアの種目からエリア制を展開します。また、休日の教員に代わる地域指導員の任用、配置を行うとともに、指
	導力向上のための研修を実施します。

取組名	図書館サービスの推進【中央図書館】
概要	読書を通じて、すべての市民が等しく文字・活字文化の恩恵を享受できる環境を整備し、知識基盤社会における知識・情報の拠点として市民の要請に応えるための図書館サービスを推進します。 (1)ICT環境を利用した図書館サービスの推進 ①電子図書館の導入とコンテンツの購入・提供により、誰もが情報を入手しやすく、市民の暮らしや仕事、まちづくりに役立つ環境を整えます。 ② 静岡に関係する電子資料の収集・作成を行い、提供します。 (2)読書バリアフリー(視覚障害者、発達障害者等の読書環境の整備)の促進 ① 福祉資料(大活字本・LLブック等)の購入・活用を図ります。 ② 読み上げや文字の拡大機能付きの電子書籍を購入し提供します。

取組名	高齢者学級、家庭教育学級、女性学級の開催【生涯学習推進課】
概要	高齢者、子どもの保護者、女性を対象に、それぞれの現代的課題に対する学習ニーズに応えるための取組を実施します。 (1)高齢者学級の開催 高齢者が、新たな知識、技術を学ぶとともに、仲間づくりや異なる世代間の交流をとおし、豊かな人生を送ることを目的に、高齢者学級を開催します。 (2)家庭教育学級等の開催 子どもの保護者が家庭教育に必要な現代的課題等について学び、仲間をつくることにより、子どもたちの健やかな成長を促し、豊かな人間性を育むことを目的に、家庭教育学級等を開催します。 (3)女性学級の開催 女性が現代的課題等について学び、従来の役割分担意識を見直し、仲間をつくることにより、より一層社会に参画することを目的に、女性学級を開催します。

取組名	歴史・文化の振興・発信事業【文化振興課】【文化財課】
概要	ゆとりと潤いのある生活を営めるようにすること、本市の歴史・文化を後世
	へ永く伝えることを目的に、市民が歴史・文化に触れることのできる環境を
	整備するとともに、市内外へ積極的に発信していく取組を推進します。ま
	た、登呂博物館と芹沢銈介美術館が一体となって登呂エリアを活性化し、
	市民・子どもたちへのシビック・プライド(約43)の醸成を図ります。
	(1)登呂博物館の運営
	特別史跡登呂遺跡の保存・管理活用及び、重要文化財を含む出土
	品の保管、展示・公開、講座等を開催します。
	(2)芹沢銈介美術館の運営
	重要無形文化財保持者(人間国宝)で静岡市の名誉市民である芹
	沢銈介氏の作品及び収集品の展示・保管や講座等を開催します。







取組名 スポーツ活動の推進【スポーツ振興課】

概 要

地域のスポーツ活動を推進するとともに、スポーツイベント等の開催により、スポーツをする機会を創出することで、誰もが健康で豊かな生活を実現します。

(1)学校等体育施設の活用

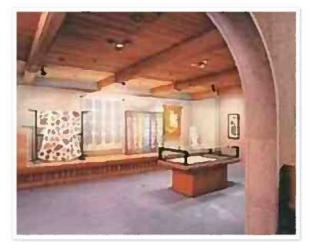
施設ごとに設置されている「学校等体育施設利用運営協議会」の 活動を支援し、施設の環境を整備することで、地域のスポーツ活動 を推進します。

(2)スポーツイベント等の実施

誰もが気軽に楽しめるニュースポーツ体験会をはじめとしたスポーツイベントを開催することで、スポーツをする機会を創出します。



登呂遺跡



芹沢维介美術館展示室

第5章

計画期間内に重点的に取り組む事項

前述した時代の潮流、我が国を取り巻く社会経済情勢、第2期計画の振り返り等を踏まえ、 本計画期間内において特に力を入れて取り組む事項を設定しました。

【基本的な方向性1】

〈子どもの知・徳・体の育成〉

急激な社会変化にも対応しながら、自らの豊かな未来を切り拓くことのできる力を持った子どもたちを育てる

本市児童生徒の学力は全国と比較し良好な状態にある一方で、身に付けた資質・能力の活用に関する授業づくりに依然として課題があるため、総合的な学力向上のための授業改善に取り組む必要があります。さらに、小中一貫教育や高等学校の特色化・魅力化を一層推進するとともに、グローバル化やデジタル化の進展に対応し、将来を担うことのできる人材を育成していく必要があります。

(1)総合的な学力の向上

児童生徒に確かな学力を身に付けさせるために、「分かった」「できた」「活用できた」を実 感できるよう組織的な授業改善に取り組むとともに、基礎的な学力に課題を持つ児童へ支援を 行うことにより、本市全体としての学力の底上げを目指します。

また、地域や企業と連携し、多様な価値観や体験に触れる活動を通して、将来、社会的・職業的に自立し、自分らしく生きるための力を養うキャリア教育の視点に立った学びを充実させていきます。

(2)国内外でグローカルに活躍できる人材の育成

異なる言語や文化の人を尊重しつつ、自信を持ってコミュニケーションをとることができるよう、 授業や課外活動等において、児童生徒が英語や異国の文化に触れる機会を拡充します。さら に、様々な人との協働により、世界規模の視野と地域の視点を身に付け、静岡の未来を創造 し、けん引することのできるグローカル人材を育成します。

(3)静岡型小中一貫教育の推進

各小中一貫教育グループが「目指す子どもの姿」を地域・保護者と共有し、小中9年間の「たてのつながり」と、学校と地域の「よこのつながり」の「つながる力」を育てるとともに、地域ならではの特色ある教育活動に取り組むことにより、地域社会や世界で活躍する子どもを育成します。

(4)教育DXの推進

ICTの効果的な活用により、一人ひとりの学習実態に応じた「個別最適な学び」と、多様な意見を共有し、協力しながら目標に向かって取り組む「協働的な学び」の一体的な充実を図ることで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組みます。また、インターネットのリ







スクから身を守るだけでなく、自ら学び、創造し、社会参画するために、責任をもってデジタル技術を 扱う行動規範等を学ぶためのデジタル・シティズンシップ教育(情報モラル教育)を推進します。

(5)特色ある高等学校教育の推進(高等学校の魅力化)

生徒の能力・適正、興味・関心等の多様化に対応した特色ある教育が求められる高等学校教育において、進学や就職に向けた生徒のニーズに対応し、それぞれの個性や能力を伸長させる魅力ある教育を推進します。

【基本的な方向性2】

〈一人ひとりの幸福の実現と多様性の尊重〉

誰もが幸せを感じながら生き生きと輝く、多様性を尊重した教育を推進する。

特別な支援を必要とする子どもの増加や多様化のほか、いじめ、不登校といった問題行動の背景が複雑化・多様化しています。このため、個々のニーズに対応した支援、効果的な施策の実施など、誰一人取り残さない持続可能な取組を推進する必要があります。

(1)特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子どもの増加や、これに伴い多様化する教育的ニーズに対応するため、専門人材の配置や教職員の専門性向上による授業改善に取り組みます。また、子どもの状況を的確に把握し、その都度必要としている教育的支援を提供できるよう、組織的な相談・支援体制を強化します。

(2)個々のニーズ対応した教育の推進

いじめや不登校等様々な課題を抱えた児童生徒が安心して学校に通い、充実した生活を過ごすことができるよう、生活指導体制や相談体制の一層の充実を図るとともに、地域や関係機関と連携しながら、不安や悩みを抱える子どもやその保護者に寄り添ったきめ細かな支援を行います。

【基本的な方向性3】

〈教育環境の整備・充実〉

安全安心で魅力ある教育環境の整備と、信頼される学校づくりを進める。

老朽化が深刻な本市の学校施設、設備を改善し、子どもたちが安心して学ぶことのできる環境を整える必要があります。また、変化の激しい社会を生き抜く力を持った子どもたちを育てるため、研修の工夫・改善等により、質の高い教職員の育成に取り組むとともに、働き方改革の推進により教職員の多忙感を解消することで、子どもと向き合う時間を創出し、教育の質を高めるなど、信頼される学校づくりを進める必要があります。

(1)安全安心で魅力ある教育環境の整備

施設の老朽化が進む中、長寿命化や建替えなどによる老朽化対策を計画的に実施するとと

もに、バリアフリー化や脱炭素化、防災機能の強化など、新しい時代の学びを支える安全安心で快適な教育環境の整備に努めます。

(2)教職員の資質向上と働き方改革の推進

ICTの活用、小中一貫教育、特別な支援を必要とする子どもへの対応のほか、ベテラン教職員の大量退職による若手教職員への教育観・指導技術の継承など、多様化・複雑化している教育課題に対応するため、静岡市教員育成指標に基づき、研修事業の一層の充実を図り、「学び続ける教職員」を育成します。また、教職員の長時間労働を是正し、子どもと向き合う時間や教職員の見聞を広げる時間を創出することで、教育の質を高め、児童生徒の資質・能力の向上を図ります。

【基本的な方向性4】

〈協働してつくる持続可能な学びの推進〉

地域全体で学び合い協働する環境づくりを推進する

学校や子どもが抱える複雑かつ困難な課題の解決のためには、学校だけで教育の全てを 担うのではなく、学校・家庭・地域が連携し、社会総がかりで子どもの成長や健全な育成に関わ る教育に取り組む必要があります。

(1)学校と多様な主体との連携による子どもたちの学びの支援

学校を核とする地域全体で子どもたちを育てるため、市内の各小中学校において地域学校協働活動を推進するとともに、地域住民などが主体的に学校運営に参画するコミュニティ・スクールの各中学校区への導入を促進します。

(2)部活動改革の推進

従来の学校単位で運営する部活動では持続可能と言えない状況であることから、子どもたちにとって価値ある活動を維持するため、まずは休日の部活動に代わり、地域で展開する新たな活動「シズカツ」を実施します。





第6章

計画の推進方策

基本的な方向性ごとに指標を設定し、毎年度定期的に状況を確認しながら、本市教育行 政(方向性ごとの施策)の進捗度合いを評価します。

さらに、その評価結果を分析し、計画(各施策)の改善策と併せて公表することとします。

また、計画期間の中間年度である令和8(2026)年度には、前期の取り組みを振り返り、必 要に応じて計画を見直すこととします。

【子どもの知・徳・体の育成】

急激な社会変化にも対応しながら、自らの豊かな未来を切り拓くことので きる力を持った子どもたちを育てる

	指標項目	R4現状値 ※()は全国平均	目標值	
	1日 1宗 - 快 口		令和8年	令和12年
1	国語、算数、数学の平均正答率の全国 平均との差分 【文部科学省全国学力・学習状況調査】	【児童】 国語:66%(65.6%) 算数:63%(63.2%)	+1	+2
		【生徒】 国語:71%(59%) 算数:55%(51.4%)	+3	+4
2	将来の夢や目標を持っている児童生徒 の割合の全国平均との差分 【文部科学省全国学力·学習状況調査】	【児童】 78.4%(79.8%) 【生徒】 65.1%(67.3%)	+1	+2

【一人ひとりの幸福の実現と多様性の尊重】 誰もが幸せを感じながら生き生きと輝く、多様性を尊重した教育を推進する

	指標項目	R4現状値 ※()は全国平均	目標值	
	11 1		令和8年	令和12年
1	自分にはよいところがあると思う児童生 徒の割合の全国平均との差分 【文部科学省全国学力・学習状況調査】	【児童】 80.4%(79.3%) 【生徒】 77.2%(78.5%)	+1	+2
2	学校に行くのは楽しいと思う児童生徒 の割合の全国平均との差分 【文部科学省全国学力·学習状況調査】	【児童】 84.7%(85.4%) 【生徒】 81.3%(82.9%)	+1	+2

方向性3

【教育環境の整備・充実】 安全安心で魅力ある教育環境の整備と、信頼される学校づくりを進める

	松梅节口	現状値	目標値	
	指標項目		令和8年	令和12年
1	「子どもと向き合う時間」や「指導準備時間が十分確保できている」と感じている教員の割合 【静岡市教職員課調べ】	38% ※数値はR3	70%	80%
2	小中学校校舎におけるトイレ長寿命化率 【静岡市教育施設課調べ】 ※長寿命化率とは… 校舎にあるトイレのうち、便器の洋式化や床の乾式化、給 排水設備の更新などの改修工事を実施した箇所の比率 ※()は洋式化率	45.3% (64%)	59.8% (72%)	74.3% (80%)

※現状値は注意書きがない場合は令和4年度の数値

【協働してつくる持続可能な学びの推進】 地域全体で学び合い協働する環境づくりを推進する

	指標項目	R4現状値	目標値	
			令和8年	令和12年
1	地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動(学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事等)を行ったと答えた学校の割合 【文部科学省全国学力・学習状況調査】	66.4%	100%	100%

【参考①】用語解説

1 教育基本法第17条第2項

第1項で、政府は教育の振興に関する基本的な計画を策定することが定められており、地方公共団体は、これを参酌して、地域の実情を加味した教育振興に関する基本的な計画を 定めるよう努めることとされている。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項

教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び 評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表すること が定められている。

3 SDGs

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標。

4 Society5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

5 IoT(Internet of Things)

現実世界の様々なモノが、インターネットとつながること。

6 ビッグデータ

デジタル技術の普及によって扱うことができるようになった膨大なデータ群のこと。

7 Al(Artificial Intelligence)

人工知能。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム(あるいは人間が知的 と感じる情報処理・技術といった概念のこと)。

8 生産年齢人口

生産活動の中心になって支える人口のこと。経済協力開発機構OECDは15~64歳と定義。

9 ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること

10 中央教育審議会

文部科学大臣の諮問に応じて教育、学術、文化に関する基本施策について調査審議 し、提言する諮問機関。

11 GIGAスクール横想

全国の児童・生徒に一人一台のコンピューターと高速ネットワーク環境の整備等を行う文部科学省の取り組みのこと。これにより、多様な子どもを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できるとしている。

12 文部科学省CBTシステム

児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を 活用し、オンライン上で学習やアセスメントができる公的プラットフォームのこと。



13 コミュニティ・スクール

保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置した学校のこと。学校と地域が育てたい子ども像や目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて連携・協働することで、「地域とともにある学校づくり」を目指す。本市では、小中一貫グループを基盤に中学校区を単位としたコミュニティ・スクールの導入を推進している。

14 地域学校協働活動

幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動のこと。本市では、令和2年度から「学校応援団推進事業」と「放課後子ども教室推進事業」とを統合し、「地域学校協働活動推進事業」として実施している。

15 社会教育士

社会教育主事講習及び養成課程の学習効果が社会で認知され、広く社会における教育活動に活かされるよう、社会教育主事講習等規程の改正により、講習の修了証書授与者が「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者が「社会教育士(養成課程)」と称することができることとなった。

16 全国学力·学習状況調査

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るため、小学校第6学年及び中学校第3学年を対象に文部科学省が実施する悉皆調査のこと。

17 静岡型小中一貫教育

小学校と中学校が、地域・保護者と「願う子どもの姿」を共有し、9年間連続して学べる地域の 特色ある教育を通して、地域と共に『たくましくしなやかな子どもたち』の実現を目指す取組のこと。

18 グローカル

グローバルとローカルを掛け合わせた造語で、世界基準で物事を考えながら地域視点で行動するという考え方のこと。

19 GET (Glocal English Teacher)

英語が堪能で海外生活経験等がある地域人材のこと。

20 外国語指導助手(ALT: Assistant Language Teacher)

小中高校の英語の授業などで日本人教員を補佐して、生きた英語を子どもたちに伝えるために配置される英語を母国語とする外国人のこと。

21 サポートルーム

小学校内に教室以外の居場所を設置し、不登校あるいはその傾向のある児童が相談に訪れたり、それぞれにニーズに応じた過ごし方や学習ができるようにしたりして、児童の心の安定と自立を図る場所のこと。

22 教育相談員

いじめや不登校などの問題を抱える児童生徒に積極的に寄り添い、教職員及びスクールカウンセラー等の学校関係者と連携して、相談活動、情報収集及び学習支援等を行うために学校に配置される外部人材のこと。



23 訪問教育相談員

不登校児童生徒への訪問及び面談を通じて、児童生徒やその保護者の孤立感を解消するとともに、そのニーズ、特性、状況に合ったサポート資源にマッチングし、不登校児童生徒の問題の改善を図るために学校に配置される外部人材のこと。

24 スクールソーシャルワーカー(SSW)

学校等において福祉相談業務に従事する社会福祉士などの福祉職の専門家のこと。学校 と児童相談所などの外部機関との連携関係の構築や、福祉的援助の必要性が認められる 家庭への自立支援相談などを行う。

25 校務支援システム

教務系(成績処理、出欠管理、時数管理等)、保健系(健康診断票等)、学籍系(指導要録等)、学校事務系など統合した機能を有したシステムのこと。校務における業務負担の 軽減に加え、情報の一元管理及び共有をすることができる。

26 放課後子ども教室

開設した学校の1年から6年までの全児童を対象として、地域住民の参画により通い慣れた学校の施設を利用して、豊かな放課後の体験の場、交流の場を提供する社会教育事業のこと。

27 PDCAサイクル

①業務計画(plan)を立て、②業務を実行(do)し、③実行した業務を評価(check)し、④ 次の計画の改善(act)に役立てるというもので、もともとは生産・品質管理などの業務管理手 法のひとつ。

28 ティームティーチング

1つの学習集団に対し2人以上の教師が協力して指導すること、

29 キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

30 パスファインダー(pathfinder)

path(道)とfinder(発見者)の合成語で、探検者・開拓者という意味があり、静岡市の図書館では、特定のテーマについて関連する文献・情報の調べ方を案内する「情報探索の道しるべ」のことを指し、『ブック通リスト+(プラス)』と名前を付けている。

31 わくわく給食プロジェクト

給食がおいしく楽しい時間となるよう静岡の自慢の食材を使った特別な給食を提供し、給食を通じて静岡への愛着と誇りを持つ子どもたちを育成する取組のこと。

32 幼小接続

幼児期の教育(幼稚園・保育所・認定こども園における教育)と小学校における教育の円滑な接続のこと。

33 ティーチングアシスタント(TA: Teaching Assistant)

大学教授や高校教員が行う講義や実験、授業等を現場で補助する者のこと。

34 教育DX

教育現場において、データとデジタル技術の活用によって、学校教育のあり方や教育手法 の変革を行うとともに、デジタル技術を活用した教育を行うこと。

35 特別支援教育コーディネーター

各学校で特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員のこと。各学校における 特別支援教育の推進のため、主に、校内就学支援委員会・校内研修の企画・運営、関係 諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。

36 インクルーシブ教育

障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。2011年8月に施行された改正障害者基本法に、その理念が盛り込まれた。

37 スクールカウンセラー

カウンセリング機能の充実を図るために学校に配置される、臨床心理に専門的な知識・経 験を有する学校外の専門家のこと。

38 適応指導教室

不登校状態にある小中学生に対して、学校生活への自発的な復帰や、社会的自立への支援をするために、個別カウンセリング、学習支援、集団への適応力をつけるための活動等を行い、在籍校と連携を取りつつ組織的かつ計画的に運営する教室のこと。本市では「ふれあい教室」(葵区)、「かがやく教室」(駿河区)、「はばたく教室」(清水区)の3教室を有する。

39 共同学校事務室

複数校の事務職員が定期的に集まり、事務職員の育成や各校の事務業務を共同処理 する体制のこと。平成29年3月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に 規定された。

40 スクールロイヤー

学校で発生する様々な問題について、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士のこと。(日本弁護士連合会資料より)

41 学校応援団

地域ボランティアによる登下校の見守りや読み聞かせ、授業補助などの学校を支援する活動のこと。学校の教育活動の質を高めるとともに、子どもたちの規範意識や社会性を育て、家庭や地域の教育力の向上を目指す。

42 シズカツ

「近隣校グループを1つのエリアとしたチーム編成」と「部活動指導員、希望する市民や兼業教員などの地域指導員」の2つの方策により「将来にわたって、中学生がスポーツ・文化芸術に親しめる機会」を保障し、持続可能なものにする部活動の地域展開モデルのこと。

43 シビック・プライド

シビック(市民の、都市の) + プライド(誇り)を合わせた言葉。「このまちをより良い場所にするために自分自身が関わっている」という当事者意識を伴う自負心のこと。





【参考②】計画の経緯

月 日	事 項
令和3年5月31日	教育委員会協議会①(計画の基本的な考え方等について)
7月8日	第T回庁内計画策定委員会·作業部会合同会議【庁内】
10月8日	教育委員会協議会②(第2期計画の振り返り等について)
10月下旬~11月上旬	小中学校PTA会長、副会長からの意見聴取(アンケート)
11月~12月	 ○有識者・関係者ヒアリング ・学識経験者 常葉大学副学長 安藤雅之氏 ・学識経験者
12月24日	教育委員会協議会③(アンケート、ヒアリング結果について)
令和4年1月18日	教育委員会協議会④(計画骨子素業について)
1月21日	第2回庁内計画策定委員会·作業部会合同会議【庁内】
1月下旬~2月上旬	市内小中学校長からの意見聴取(計画骨子素案について)
2月18日	教育委員会協議会⑤(計画骨子素案について)
2月下旬~3月上旬	学識経験者意見聴取(計画骨子素素について)
3月7日	静岡市社会教育委員会議①(計画骨子素案について)
8月9日	教育委員会協議会⑥(計画骨子について)
8月19日	第3回計画策定委員会·作業部会合同会議【庁内】
10月5日	第4回計画策定作業部会【庁内】
10月18日	教育委員会協議会⑦(計画案、アクションプラン案について)
11月7日	学蔵経験者との意見交換(計画案、アクションプラン案について)
11月9日	教育委員会協議会®(計画案、アクションプラン案について)
11月29日	教育委員会協議会⑨(計画案、アクションプラン案について)
12月7日	重要政策検討会議(計画案について)





議案第33号

静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針【改定版】の策定について

静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針【改定版】を、次のとおり策定する。 令和5年2月24日提出

> 静岡市教育委員会 教育長 赤 堀 文 宣 (教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 平成28年9月に策定された「静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針」 の見直し時期に伴い改定するにあたり、「静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針【改定版】」を策定しようとするものである。

②— 1

~子どもたちが確かな力を身に付けるための教育環境の整備~

1. 改定の経緯

- ■小中学校において子どもたち同士で切磋琢磨できる一定の学校規模が確保されていることが望ましい →平成28年9月に「静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針」第定
- ■策定以降、本市の**児童生徒数が急速に減少**、子どもたちを取り巻く環境が急激に変化(ICT等)
- ■適正規模・適正配置の基本的な考え方や基準を踏襲しつつも、今後、適正規模・適正配置に 取り組む対象とする学校の優先度を整理し、計画的に取り組む必要がある
- → 令和4年6月 「静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針改定検討会」を設置(全3回) (有識者や地域・保護者の代表、市民、学校長等で構成)
- ➡令和4年7月~9月 アンケート・ヒアリング調査を実施し、地域や保護者の意向を把握
- ⇒令和5年3月 「静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針(改定版)」策定(予定)

2.これまでの適正規模・適正配置の取組(H18年度~)

HI8年度: 一番町小学校と三番町小学校の統合(番町小学校)

HI9年度: 青葉小学校と城内小学校の統合(葵小学校)

HI9年度:「静岡市小学校及び中学校適正規模等審議会」から小・中学校の適正規模・適正配置に向けた

基本的な考え方と具体的な方策についての答申 H22年度:中藁科小学校<小布杉分校>休校

H27年度:「静岡型小中一貫教育推進方針」策定【R4~全市一斉スタート】

H28年度:井川小中学校開校、

「静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針」策定(現方針)

H29年度:大河内小中学校、梅ケ島小中学校、大川小中学校開校

H30年度:足久保小学校の美和中学校への移転の要望書提出、両河内地区の小中学校統合の要望書提出

R2年度:玉川小中学校開校、蒲原地区の小中学校統合の要望書提出、峰山小学校閉校

R3年度:清沢小学校と中藁科小学校との統合の要望書提出

R4年度:両河内小中学校開校、足久保小学校の美和中学校敷地内への移転完了

安倍川中学校区の小中学校統合の要望書提出、

中藁科・清沢地区の3小学校と藁科中学校との統合の要望書提出

3.静岡市立小・中学校の現状

①児童・生徒数の減少が著しい

- ○策定以降、**約4,000人減少**(H28:49,187人→R4:45,077人)
- ○6年後(R10推計)さらに約8,500人減少(R8推計36,546人) ※約35年前の平成元年(87,663人)に比べて減少率58%

➡小規模化が加速し、5学級以下の過小規模校がさらに増加

	小学	校	中学校			
	R4	R10	R4.	R10 (施計)		
過小規模校	15	18	9	11		
小規模校	22	22	13	14		
適正規模校	39	41	21	18		
大規模校	6	2				
過大規模校	1	*	-			

②小・中学校施設の老朽化対策が必要

- ・築30年以上の学校が約9割(113校)
- ・約3割 (35校) 施設改修等の必要性が高い状況 (国が定める耐震性能は有する)



特国市立小、中学校 咒責生徒取除移

00, 110

W. 01

4.保護者及び地域へのアンケート・ヒアリング結果(P6~10参照)

- ・適正規模の基準【小・中学校ともに12学級~24学級】→概ね肯定的
- ・現在の学級数→約6割の保護者が「ちょうどよい」
 - ➡過小規模校、小規模校の保護者「少ない」「統合を含めた検討が必要」
- ・重視する点⇒全体:「通学区域」「防災の観点による立地状況」 過小規模校:「保護者・地域の意向」「地域間交流の状況」
- ・自由意見➡「1学級あたりの人数の見直し」「通学区域の見直し」

5. 適正規模・適正配置にあたっての基本的な考え方や観点について

(1)一定の学校規模の確保

子どもたち同士で切磋琢磨できる教育環境(子どもファースト)が重要

●子どもの学びや成長の観点〈最優先〉:学級数(子どもの人数)

新国主立J・中学型の規模分類)	小学校数	中学校教
過小規模校(5学級以下)	18	11
小規模技(6~11 学級)	22	14
進正規模校(12~21/学級)	11	18
大規模授(25~30 学級)	2	-
過大規模校(31 學級以上)		

※R10排計



(2)学校施設の老朽化対策

子どもたちが多くの時間を過ごす学校施設の環境の向上のために老朽化対策が必要

●アセットマネジメント※の観点:老朽化などの学校安全の状況

老朽化度合い(会和4年度現在)	学校队
レベル 6 (著しいお化)	0
レベル5 (男化)	to to
レベル4 (やや劣化)	3311
レベルコ (中部度)	47
レベル2 (やや加生)	20
レベル ((44全)	18

※アセットマネジメント 計画的に効率よく無限の容温や維持整理を 行うことで施牧の対象を延ばしたり、引馬に 資産や統幹合を進めることで将来負担の軽収 を関り、都市経営上の機全社を維持していく 手法



(3)学校の地域コミュニティの核としての性格への配慮

行政が一方的に進めるのではなく、児童生徒・未就学児の保護者や地域住民の理解が必要

- ●地域・保護者等の要望や合意状況
- 6. 取組の進め方、対象となる学校の優先度について
- ■対象期間:**令和25年度(2043年度)**まで(※市アセットマネジメント基本方針と同様)
- ■取り組む対象となる学校(優先度の考え方):



- ・関点®の伝統に応じて、数り組む学校の優先度が前後することや、同じ優先度内の場合も取り組む機器が変動することが考えられる。 ・さらに個完的な概点として、大規模な施設整備が伴わない場合(選小規模校の吸収報合)やその他特別な事情と再進する場合などに、「取り組む学校の優 先度」が練り上がる場合も考えられる。
- ■取組方策(市アセットマネジメント基本方針を踏まえて):
 - ①施設一体型小中一貫校や義務教育学校の設置も見据えた学校の統合等(小-小、中-中の統合も含む) ⇒学校施設の老朽化対策や施設の複合化を検討、

防災拠点や地域コミュニティの場の機能を踏まえ、跡地利用について地域とともに丁寧に検認地域とともにある学校づくり**(学区域の見直し)**

- ⇒地域や保護者等と丁寧な議論を行い、必要に応じて通学区域審議会を通じて検討
- ■見直し時期:
 - 竺 / 5枚回十份人到走姓未级之左左 / 4515左左) 市 / 4545故即于护区区日本于)

(R5. 2. 24 案)

静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針 ~子どもたちが確かな力を身につけるための教育環境の整備~ (改定版)

平成 28 年 (2016 年) 9 月策定

【令和5年(2023年)3月改定】

静岡市

【目次】

1	はじ	めに・		•			٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<u>e</u> 2	•	•	•	1
2	/]\ • [中学校	の適コ	E規模	莫•	適正	配	置	に	関	す	る	_;	れ	ま	で	の:	取	組	等			(3)	٠	•		2
3	静岡市	市立小	・中学	対校の	カ現	状·				•	٠		•	٠	•	٠	•	•	٠	•	٠	•		•	•		4
	(1) ك	児童 ・	生徒娄	女、 🗦	学級	数の	推	移	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•		٠	•				٠	•	4
	(2) =	学校施	設のも	き朽 (との	現状	•	•		•	3 34 0	ì	•	(* 9)	¥	33 4 3	•	ě	•		8 34 7	•	¥	•			6
	(3)	保護者	• 地填	ずのこ	アン	ケー	- -	及	び	L	ア	IJ	ン	グ	結	果	に	つ	ĹΝ	て			*		×		6
	く参考	1 >国	の指金	†等 ∤	こつ	いて	•	•		•		×			*		•	•	•				•	•	٠	•	10
	く参考に	2>先	進自治	台体の	の取	組概	要	•	•	•		•					•	•	•	•	888		•2	•	٠	•	12
4	適正規	規模・	適正酉	1置5	こあ	たっ	て	の	基	本	的	な	考	え	方	-		(C)				•	13.00	٠	٠		13
	(1) -	一定の	学校规	見模の	の確	保		•		•	٠		•	٠	•	٠	٠	٠	٠	•	٠	•	10% 10%	٠	٠		13
	(2) =	学校施	設のき	老朽人	匕対	策の	推	進	•	•	٠	2	•	•	•	•	٠	٠		•	٠	•	0.00		•		13
	(3) =	学校の	地域:] = :	ュニ	ティ	の	核	لح	し	て	の ⁻	性	格	^	のi	西己,	慮		-	(*)	•	¥				14
5	適正規	現模・	適正酉	1置5	こ向	けた	取	組	の	進	め	方	-		×	3 4 3	٠	æ	٠	×	•	٠	*	•	×		15
	(1) 7	本方針	の対象	東期間	間•			•	•	•	8. 8 .8	×	•		*			•	• 1				•	•	٠		15
	(2)	取り組	む対象	東とか	なる	学校	ξ (優	先	度	の	考	え	方)			•	(.		W.	漂	•	•		(I.E.)	15
	(3) [取組方	策・・							•	((5)	(B)	• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	.	58	((5)		•	.		(.	.	**	.	•		17
	(4) 7	本方針	の見直	重し田	寺期	につ	いしい	7		•	٠	÷	•	٠	•	٠	٠	•	٠	•	٠	•	07 03	٠	•	•	19
6	添付額	資料 -									٠		•			٠	٠				٠		8				21

1 はじめに

小・中学校は、子どもたち一人ひとりの能力を伸ばしつつ、子どもたちの社会的な自立の基礎、社会の一員としての基本的資質を育成することを目的とし、ただ単に知識や技術を習得させるだけでなく、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせる教育が実践される場です。そのためには、少なすぎず、多すぎない一定の児童生徒の集団規模が、各小・中学校で確保されていることが望ましいと考えられます。

これまで本市では、平成24年10月に教育委員会からの諮問を受けた「静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会」から「静岡市立小学校及び中学校の適正規模・適正配置の基本的考え方及び具体的方策」について答申がなされました。その後、より一層少子化が進むと見込まれる中で、平成28年2月に「静岡型小中一貫教育推進方針」が策定されたことを受け、学校の適正規模・適正配置の取組を加速するための基本的な考え方や取組の進め方等を示す方針として平成28年9月に「静岡市立小・中学校適正規模・適正配置方針」を策定しました。

平成 28 年の方針策定当時の市立小・中学校に在籍する児童・生徒数は 49, 187 人でしたが、令和 4 年は 45, 077 人と、この 6 年間で約 4,000 人減少しております。さらに、最新の推計では令和 10 年には 36,546 人と、さらに今後の 6 年間で約 8,500 人も減少すると見込まれています。

このように少子化がさらに加速するとともに、近年のICT の進展によるGIGA スクール構想の実現や、令和4年度の静岡型小中一貫教育の一斉スタート、特別支援学級数の増加など、子どもたちの学びの環境が大きく変わるとともに、コロナ禍などの社会情勢や生活環境も急激に変化しています。また、この数年で山間地域や市街地の地域・保護者から子どもたちのより良い教育環境を確保するために学校統合の要望がなされるなどの動きもあることから、本市全体で改めて適正規模・適正配置を考える必要があります。

このようなことから、令和4年4月に「静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針 改定検討会」を設置し、従来の基準に加え、適正規模・適正配置に取り組む対象となる学 校の優先度など整理した「静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針(改定)版」を 策定しました。

2 小・中学校の適正規模・適正配置に関するこれまでの取組等

本市では、平成15年の旧静岡市と旧清水市の合併以降、平成18年の一番町小学校と三番町小学校の統合による番町小学校の設置、平成19年の青葉小学校と城内小学校の統合による葵小学校の設置を実現してきました。また、平成22年に中藁科小学校の小布杉分校が休校しました。さらに、平成24年には、「静岡市小学校及び中学校適正規模等審議会」から、適正規模・適正配置の基本的な考えや学校規模分類が示されるとともに、「新通小学校と駒形小学校の統合の検討」、「安倍ロ小学校と美和小学校の統合の検討」、「山間地域に位置する1中学校区1小学校の学校の施設一体化の検討」といった、適正規模・適正配置に向けた具体的な方策についての答申がなされました。

教育委員会では、この答申の実現に向け学校の保護者や地域住民の皆さんとの意見交換等を重ね、山間地域に位置する1中学校区1小学校において、平成28年度に井川小中学校、平成29年度に大河内小中学校、梅ケ島小中学校、大川小中学校、令和2年度に玉川小中学校が施設一体型小中一貫校として開校しました。

これとは別に、平成30年度に両河内地区から小・中学校統合の要望書が提出されたことを受け、令和4年4月に和田島小学校、中河内小学校及び西河内小学校と両河内中学校の統合による施設一体型小中一貫校として両河内小中学校が開校しました。

同じく平成30年度に、足久保小学校の美和中学校敷地内への移転について要望書が提出され、令和4年度に移転が完了しました。令和2年度には、最後の児童が卒業したことに伴い、峰山小学校が閉校しました。

さらに、児童生徒数の減少が著しい葵区山間地において、令和3年度には清沢地区から 清沢小学校と中藁科小学校との統合の要望書が提出されるとともに、令和4年9月に、中 藁科・清沢地区より、中藁科小学校、水見色小学校、清沢小学校3校と藁科中学校の再編 に関する要望書が提出されています。

また、山間地域以外でも、令和2年度には蒲原地区から小・中学校統合の要望書が提出されたことを受け、蒲原東小学校、蒲原西小学校と蒲原中学校の統合による施設一体型小中一貫校として、令和8年度の開校を目指しています。令和4年5月には駒形、田町地区から駒形小学校、田町小学校、安倍川中学校の統合による施設一体型小中一貫校の要望書が提出されています。

一方、適正規模・適正配置の前提となる考え方として、本市では平成 28 年 2 月に「静岡型小中一貫教育推進方針」を策定し、「小学校と中学校(縦のつながり)、「学校と地域

(よこのつながり)」を大切にし、地域・保護者と「目指す子どもの姿」を共有し、9年間の一貫した学びを通して「つながる力」を育てるとともに、静岡ならではの特色のある学習に取り組むことにより、地域社会や世界で活躍する「たくましく」しなやかな。子どもたち」を育成するための「静岡型小中一貫教育」を令和4年4月に全市で一斉にスタートしました。

全43 グループ校において、4つの視点(①目指す子どもの姿や学校の教育目標を小学校と中学校で共有、②9年間の連続性、系統性を強化した教育課程の編制及び実施、③小学生と中学生が交流し、教職員が協働する教育の実施、④地域と連携した教育の実施)に基づき取組を進めています。

この小中一貫教育においては、山間地域における施設一体型小中一貫校以外では、施設 分離型で取り組んでいますが、全国の多くの先進事例から、施設一体型小中一貫校の方が、 小中一貫教育の効果を得やすいことがわかっています。

このことから、本市においても将来的には施設一体型小中一貫校の設置を目指すこととしており、小・中学校の適正規模・適正配置についても、まずは小規模化が見込まれる学校から施設一体型小中一貫校や義務教育学校の設置を見据えて進めていく必要があります。

また、学級編制においても、本市では国に先駆けて小・中学校の全学年で静岡市型 35 人学級編制を完全実施しており、このような少人数学級による指導体制を継続することで、 子どもたち一人ひとりに目の届きやすい教育環境を確保していきます。

3 静岡立小・中学校の現状

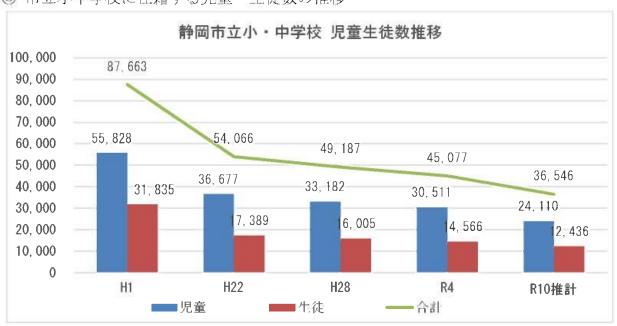
(1) 児童・生徒数、学級数の推移(資料①参照)

① 児童・生徒数の推移

市立小・中学校に在籍する児童・生徒数は、少子化の進展等に伴い急速に減少しており、 平成28年の方針策定時の49,187人から令和4年には45,077人と、この6年間で約4,000 人減少しております。さらに約35年前の平成元年の87,663人と令和4年を比較すると、 約42,000人が減少し約49%の減少率となっております。

また、最新の推計によると児童・生徒数は、令和 10 年には 36,546 人となる見込みで、この 6 年で約 8,500 人も減少すると見込まれています。これは、平成元年に比べ、約 51,117 人が減少し約 58%の減少率となっています。

◎ 市立小中学校に在籍する児童・生徒数の推移



※児童生徒支援課推計(令和4年度)より

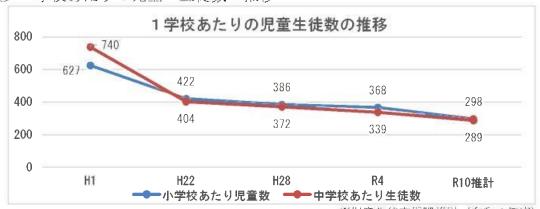
② 一校あたりの児童・生徒数の推移

児童・生徒数の減少に伴い、小・中学校の小規模化も進んでいます。

まず、小学校一校あたりの児童数は、平成元年には一校あたり 627 人であったものが、令和4年には41%減の 368 人となっており、令和 10 年には52%減の 298 人となる見込みです。

次に、中学校一校あたりの生徒数は、平成元年には一校あたり 740 人であったものが、令和4年には 54%減の 339 人となっており、令和 10 年には 61%減の 289 人となる見込みです。

◎ 一学校あたりの児童・生徒数の推移



※児童生徒支援課推計(全和4年度)より

③ 規模別学校数の見込み

児童・生徒数の減少に伴い、一学校あたりの児童・生徒数も減少し、学校規模も縮小していくことが見込まれており、令和 10 年度の規模別学校数の見込みは次のとおりとなります。

◎ 小学校 令和 10 年度規模別校数 ※ () は令和4年度現在

国の手引きによる分類	本市の学校規模別分類			
学校統合等により適正規模に近づけること の適否を速やかに検討(1~6 学級)	30 (25)	過小規模校(5学級以下)	18 (15)	
学校統合の適否も含めて今後の教育環境の 在り方を検討(7~8 学級)	3 (5)	小規模校(6~11 学級)	22 (22)	
今後の教育環境の在り方を検討(9~11 学級)			(22)	
	30 - 30 - 40 -	適正規模校(12~24 学級)	41 (39)	
		大規模校(25~30 学級)	2 (6)	
	/	過大規模校(31 学級以上)	_ (1)	

※体校中の1校を除く

◎ 中学校 令和10年度規模別校数 ※() は令和4年度現在

国の手引きによる分類	本市の学校規模別分類			
学校統合等により適正規模に近づけることの 適否を速やかに検討(1~3 学級) 学校統合の適否も含めて今後の教育環境の在 り方を検討(4~5 学級)	10 (8) 1 (1)	過小規模校(5 学報以下)	11 (9)	
今後の教育環境の在り方を検討(6~11 学級)	(13)	小规模校(6~11 学級)	14 (13)	
		適正規模校(12~24 学級)	18 (21)	
		大規模校(25~30 学級)	(-)	
		過大規模校(31 学級以上)	- (-)	

(2) 学校施設の老朽化の現状

小・中学校施設の大部分は、昭和30年から50年代にかけて建設されたものであり、 壁の亀裂、雨漏り、給水管の漏水など老朽化が進んでいます。

しかし、耐震性能の確保に優先して取り組んできたことから、学校施設を適正に維持・ 管理するための点検や修繕は実施しているものの、大規模な改修や建替えなどの対策が 遅れており、厳しい財政状況の中での計画的な対応が必要となっています。



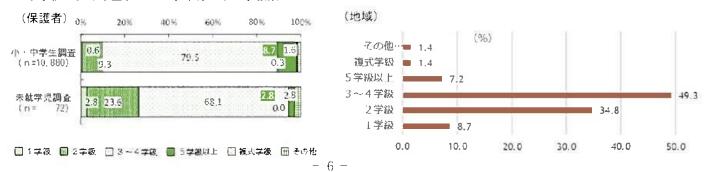
令和4年度小・中学校施設状況(教育施設課作成)

(3) 保護者・地域のアンケート及びヒアリングについて

今回の改定に伴い、適正規模・適正配置についての保護者や地域の意向を把握するため、 教育委員会では令和4年7月に市立小・中学生保護者や未就学児の保護者代表、市・各区 自治会連合会や市 PTA 連絡協議会を対象としたアンケート調査やヒアリング調査を実施 しました。

適正規模の基準については、保護者・地域ともに「小・中学校ともに 12~24 学級」を 肯定的に捉えていることが分かりました。

■小学校における望ましい 1 学年あたりの学級数について

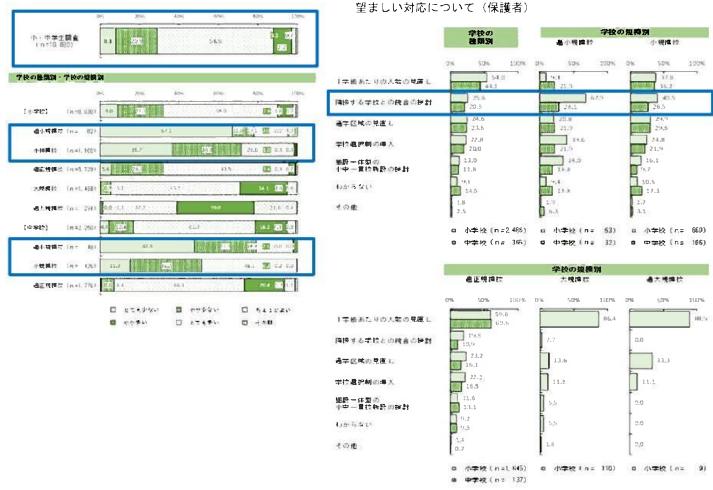


■中学校における望ましい1学年あたりの学級数について (地域) (保護者) 100% その他… 1.4 8.1 (0.2 7~8学級 5.8 小・中学生調査 46.4 (n=10.880) 5~6学級 33.3 2.5 3~4学級 44.9 10.1 2学級 18.1 0.0 1.1 未就学児調査 (n= 72) 1.4 66.7 1学級 = 4 3 5.6 (0.0) 0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.1 门 1 生粉 面 2学級 □3~4 #股 ■ 5~6学級 □ 7~8 学校 日9季糖以上

また、『現在の学級』については、約6割の保護者が「ちょうどよい」と感じている一方、「過小規模校」「小規模校」の半数以上の保護者が「少ない」と感じており、小学校の「過小規模校」「小規模校」の多くの保護者が、『現在の学級数よりも多い学級数を望む場合の対応』として「隣接する学校との統合の検討」を考えていることが分かりました。

回その他

口推工学校



そして、『今後、児童生徒が大きく減少する場合の対応』について、どの学校規模別においても保護者の半数以上が「統合を含めた検討が必要」と感じており、地域(各区自治会連合会)からも同様の考えが多いことがわかりました。

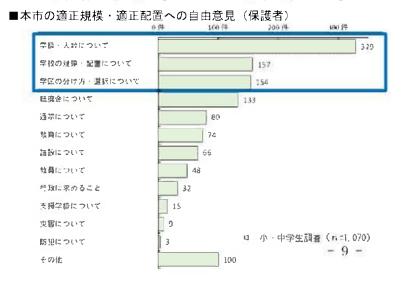
■今後、児童生徒数が大きく減少する学校への良いと思う対応について



さらに、『適正規模・適正配置に取り組むにあたり重視する点』では、「通学区域」「1学年あたりの学級数」「防災の観点による立地状況」「学校施設の整備状況」「地域・保護者の意向」「地域間交流の状況(小中一貫教育グループ校での活動状況)」などの項目が主に上げられ、特に過小規模校では、「地域・保護者の意向」「地域間交流の状況(小中一貫教育グループ校)での活動状況」の項目が他の規模別に比べて重視されていました。



なお、適正規模・適正配置に関する自由記述において、特に保護者からは「1学級あたりの人数の見直し」や「通学区域の見直し」について多くご意見を頂きました。



市自治会連合会や市PTA連絡協議会のヒアリングにおいても、「子どもたちの教育環境を確保する上で、一定の集団規模を維持する『子どもファースト』の考え方が大切であること」、「統合にあたっては子どもたちの負担を軽減するため、スクールバス等の通学支援の必要性があること」「地域は学校の応援団の役割を担っているため、統合や跡地活用においては地域としっかり連携して進めること」「適正規模・適正配置に取り組む上で一律に基準を決めることは難しいが、地域の実情に合わせながらも先を見据えた対応が必要であること」「統合によりPTA 役員の負担が軽減されるなどのメリットがあること」「小中一貫教育を進める上でも学区の整理が必要であること」などのご意見をいただきました。

<参考1>国の指針等

(a) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

少子化に対応した学校規模・配置の適正化は全国的に大きな課題となっており、学校 設置者である各市町村には主体的な検討を行うことが求められています。

そこで、国においては、各市町村における主体的な検討の参考資料として利用することを目的に、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定・公表しました。

この手引では、法令上の学校規模の標準である「全校で12学級」を下回る小・中学校 への対応の目安等が示されています。

① 小学校の学校規模が標準を下回る場合の対応の目安

学級数	対応の目安
1~5 学級	学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必
6 学級	要がある。
7~8 学級	学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
9~11 学級	今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

② 中学校の学校規模が標準を下回る場合の対応の目安

学級数	対応の目安
1~2 学級	学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必
3 学被	要がある。
4~5 学級	学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
6~8 学級	N W on the trial table in the in which the trial to the last of th
9~11 学級	今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

③ 通学条件のおおよその目安

通学距離のおおよその目安	通学時間のおおよその目安
小学校:4 km以内 中学校:6 km以内	おおむね1時間以内 ※適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学 や長時間通学によるデメリットを一定程度解 消できる見通しが立つことが前提

出典: 文科省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」

(b) 国の主な支援策等

国においては、手引等に基づく各自治体の主体的な取組を推進するために、様々な支援策を講じています。

- ① 小学校同士・中学校同士及び義務教育学校の統合に係る施設整備に対する支援
 - ア. 統合校舎等の新増築に対する負担

公立の小・中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となる校舎または屋 内運動場の新築または増築及びこれに付随する解体撤去に要する経費の一部を国が 負担する(負担率1/2)。

イ. 統合に伴う既存施設の改修

公立の小・中学校を適正な規模にするための統合に伴って必要な校舎または屋内 運動場の改修に要する経費の一部に国庫補助を行う(補助率1/2)。

- ウ. 学校施設以外との複合化を行う改築、長寿命化改修事業の補助率引き上げ 学校施設を中心に公共施設の複合化・集約化に取り組むことで公共施設の総面積 の削減と施設整備費等のコスト削減が図られることから改築(危険、不適格)、長寿 命化改良事業に対して補助率の引き上げを行う(現行:1/3→引き上げ後1/2)。
- ② へき地児童生徒援助費等補助金(補助率1/2)
 - ア. スクールバス等購入費への補助

学校統合等の小・中学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るために、市町村がスクールバス等を購入する事業に対して補助を行う。

イ. 遠距離通学費への補助

統廃合に係る小・中学校の遠距離通学(児童 4 km以上、生徒 6 km以上)の児童生徒の通学に要する交通費を負担する市町村の事業に対して補助を行う。

③ 教職員加配※

少人数学校における小学校高学年への専科指導加配、学校統廃合による教職員の減 少緩和のための加配及び複式学級解消のための加配等

※本市では定数内活用により複式授業や複式学級解消のための加配を措置している。また、市単独費用により静岡市型 35 大学級編制 (下限操廃分) のための加配を措置している。

④ みんなの廃校活用プロジェクト

国においては、廃校活用推進のため、全国 各地の優れた活用事例の紹介や活用希望廃校 情報の公表等を通じて、自治体と企業等との マッチングを行っています。



出典: 文科省行政説明資料(R4 魅力化フォーラム)

<参考2>先進自治体の取組概要

■高知市立義務教育学校 土佐山学舎 中山間地にもかかわらず、特色ある学校づくりにより、 児童生徒数の増加や賑わいの創出を実現

<制度面>

- 義務教育学校
- ・「4-3-2制」の小中一貫教育 (中学校教員による一部教科担任制)
- · 小規模特認校制度

<環境面>

- ・スクールバスによる通学支援
- ・小規模ならではの特色ある教育活動〈異学年交流や 系統的な教育活動など〉



出典:【文科省】小中一貫した教育課程の 編制・実施等に関する事例集-第2版-

4 適正規模・適正配置にあたっての基本的な考え方

(1) 一定の学校規模の確保

小・中学校は、子どもたちの能力を伸ばしつつ、子どもたちの社会的自立の基礎、社会 の一員としての基本的資質を育成することを目的としています。

このため、小・中学校には、ただ単純に知識や技能を習得するだけでなく、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることや、一定の集団の中でのコミュニケーション能力が求められています。

そうした教育を十分に行うためには、子どもたち同士で切磋琢磨できる、少なすぎず 多すぎない一定規模の児童・生徒の集団と、それに伴う経験年数や専門性、男女比等のバ ランスがとれた教職員集団が、各小・中学校に確保されていることが望ましいと考えら れます。

このようなことから、一定の学校規模を確保することは子どもたちの教育環境を最も 重視する子どもファーストの考えからも非常に重要であることから、今回の改定に伴い 平成24年度答申を踏襲する形で学校規模分類を改めて示すとともに、より小規模化が進むことが見込まれる学校への対策を進めていく必要があります。

◎静岡市立小・中学校の規模分類について(平成24年度答申と同様)

過小規模校	小学校については、複式学級を有する学校(5学級以下の学校) 中学校については、各学年2学級を有しない学校(5学級以下の学校)
小規模校	小・中学校ともに、6~11学級の学校
適正規模校	小・中学校ともに、12~24 学級の学校
大規模校	小・中学校ともに、25~30 学級の学校
過大規模校	小・中学校ともに、31 学級以上の学校

(2)学校施設の老朽化対策の推進

本市では、計画的に効率よく公共施設の整備や維持管理を行い、施設寿命を延命したり公共施設の利活用促進や統廃合を進めたりすることで将来負担の軽減を図り、都市経営上の健全性を維持する「アセットマネジメント」を推進することを目的に、平成26年に策定された「静岡市アセットマネジメント基本方針」を令和4年3月に改訂しました。

市立小・中学校の施設も、建設後30年を経過するものが約9割を占め、壁の亀裂や雨漏り、給水管の漏水等老朽化が進んでおり、改修や建替えなどの対応が必要な施設が多く存在しています。

また、全ての建物において、国が定める児童生徒の安全を守るために必要な耐震性能を満たしているものの、「静岡市公共建築物耐震対策推進計画」では、さらに優れた耐震性能に引き上げることを目標としており、対象の建物について耐震対策が必要となります。

子どもたちが多くの時間を過ごす場所である学校の環境の向上を図るためにも、施設の耐震化や長寿命化、建替え等の対策を計画的・効率的に進めていく必要があります。

(3) 学校の地域コミュニティの核としての性格への配慮

小・中学校は子どもたちの教育のための施設であるだけでなく、その学校が存在する 地域のコミュニティの核としての性格を有している場合が多く、防災や地域の交流の場 など、様々な機能を併せ持っており、地域のまちづくりとは切り離せないという性格も 持っています。

このため、小・中学校の適正規模・適正配置の取組を進めるにあたっては、行政が一方的に進めるのではなく、児童・生徒や未就学児の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえ、「小中一貫教育」に合わせたコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の理念を活かしながら、丁寧な議論を行っていく必要があります。

さらに、「地域とともにある学校づくり」という視点を重視するならば、通学区域と自 治会の区域が異なる学校や卒業後の児童が複数の中学校へ分かれて進学する小学校など についても、その見直しの必要性について静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会等 において、さらに議論を進めていく必要があります。

5 適正規模・適正配置に向けた取組の進め方

(1) 本方針の対象期間

市アセットマネジメント基本方針に合わせて、本方針の対象期間も引き続き令和 25 年度 (2043 年度) までとします。

(2) 取り組む対象となる学校(優先度の考え方)

前述のアンケート及びヒアリング調査結果を踏まえて、今後、小・中学校の適正規模・ 適正配置に向けて取り組む対象となる学校については、第一として子どもの学びや成長の 観点、次にアセットマネジメントの観点、そして地域・保護者等の要望や合意状況を考慮 して、優先度を判断していきます。

① 子どもの学びや成長の観点(最優先):学級数(子どもの人数)

小・中学校において、子どもたちが学び成長していくためには、子どもたち同士で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することができる、少なすぎず多すぎない一定の学校規模を確保した質の高い教育環境が非常に重要であることから、静岡市立小・中学校の学校規模別分類における過小規模校及び小規模校を対象校とし、小規模化が進むことが見込まれる学校への対策を優先的に進めていく必要があります。

◎ 小·中学校 令和 10 年度規模別校数

< P5 重場>

		210 1210
静岡市立小・中学校の規模分類)	小学校数	中学校数
過小規模校(5 学級以下)	18 (15)	11 (9)
小規模校(6~11 学級)	22 (22)	1.4 (13)
適正規模校(12~24 学級)	41 (39)	18 (21)
大規模校(25~30 学級)	2 (6)	- (-)
過大規模校(31 学級以上)	(1)	(-)

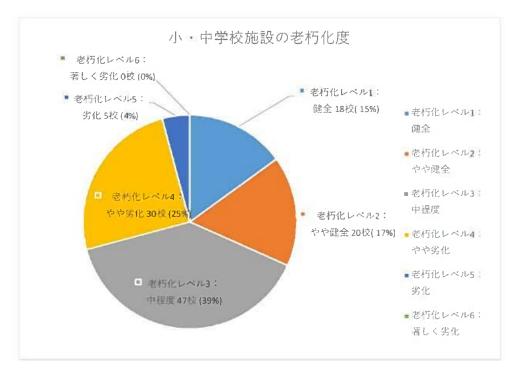
※ () は令和4年度現在

② アセットマネジメントの観点: 老朽化などの学校安全の状況

子どもたちが多くの時間を過ごす学校においては、安心して学べる環境を引き続き確保していくために、学校施設の状況に見合った改修や建替えなどの老朽化対策を計画的に行う必要があります。

このことから、適正規模・適正配置に向けて取り組む学校の優先度を検討する観点の一つとして、学校単位の老朽化度合いを取り入れます。各学校の老朽化度合いは、「築年数」「耐震性能」「改修履歴」等の指標を目安とし、6段階のレベルに分類したものです。

老朽化度合い(令和4年度現在)	学校数
レベル6 (著しい劣化)	0
レベル5 (劣化)	5
レベル4(やや劣化)	30
レベル3 (中程度)	47
レベル2(やや健全)	20
レベル1 (健全)	18



令和4年度小,中学校施設状况(教育施設課作成)

③ 地域・保護者等の要望や合意状況

4 (3) 適正規模・適正配置の基本的な考えとして「学校の地域コミュニティの核としての性格への配慮」を踏まえて、行政が一方的に進めるのではなく、児童・生徒や未就学児の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の考えから、上記①②の観点に加えて、児童・生徒や未就学児の保護者、地域住民などを含めた合意形成がなされていることが非常に重要になります。

【参考】今後の静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置に取り組む学校の優先度の考え方

観	子どもの学び	過小規模校(5学級以下)	0	0	0		-	1
8	<最優先>	↑成長の観点 〈最優先〉 小規模校(6~11学級)		 :	===	0	0	0
		- 6	1本景隆去上し、子	ともの人数(学校数)	とした。ミ学説は下	万通小摆摆接多(6)	. 67-11学級の小規模	(C) とする
観点	アセットマネジ メントの観点	老朽化など学校安全の状況 ②: 老朽化Lv6·5 ○: 老朽化Lv4·3 △: 老朽化Lv2·1	0	0	Δ	0	0	Δ
		· 录()	Mily:甲二枚、耐	黄性醇、安保度度等位	よる素料化原介いを	学校単位でみ継いたら	JI (@:LA+E, OL	4 • 3. AL/2 • 1)
	観点①、②からの学校分類		学校Ⅰ	学校2	学校3	学校4	学校5	学校6
観点の	地域・保護者等の要望・合意状況		0	0	0	0	0	0
	WAG)を加えた優先度	高	適正規模	·適正配置(こ取り組む学科	交の優先度	低

(3)取組方策

本市では、令和4年度から全市一斉で市立全小・中学校で小中一貫教育に取り組んでお り、将来的には、教育効果が得られやすい施設一体型小中一貫校の設置の検討を含めて推 進していくこととしています。

このようなことから、小・中学校の適正規模・適正配置についても、上記(2)「取り組 む対象となる学校の優先度」に応じつつ、市アセットマネジメント基本方針を踏まえ、次 のような取組方策を進めていきます。

① 学校の統合等

学校規模の適正化が早急に必要な学校を可能な限り適正規模に近づけるために、ま ずは小規模化が見込まれる学校から、小学校同士・中学校同士の統合に加え、施設一 体型小中一貫校や義務教育学校の設置も見据えた小・中学校の統合を進めることとし 生士。

統合するにあたっては、学校環境の向上を図るために、学校施設の老朽化が進んで いる小・中学校について、長寿命化や耐震化に向けた改修を進めるとともに、施設一 体型小中一貫校化も兄据えた建替え等の対策や学校施設以外の施設との合築による 「複合化」といった視点の検討にも取り組んでいきます。なお、老朽化が進む適正規 模校についても、改修や建替え等の検討を進めていきます。

[・]観点®の状況に応じて、取り相心学校の優先度が保護することや、同じ優先度べの場合も取り組む開考が変動することが考えられる。 ・さらに補完的な関点として、大規模な施設整備が伴わない場合(過小規模校の技収統合)やその他特別な事情を考慮する場合などに、「依り組む学校の優 先級上が減り上がる場合も考えられる。

また、市アセットマネジメント基本方針では、市公共建築物の延べ床面積を令和25年度までに平成24年3月末比で20%縮減を目指すとして、施設の統廃合により生じる跡地は原則売却(借地については返却)としており、令和4年3月の改訂により、PPP[※]の導入検討や「統廃合により生じる跡地の処分・活用に係るルール」に基づく検討を行い、適切に跡地活用や処分について掲げています。

特に学校施設は、防災拠点や地域コミュニティの場として機能していることもあり、 統廃合の計画段階から関係者の理解と協力を求めながら検討を進めていく必要がある ことから、学校施設の統合における跡地利用については、地域の活性化の視点を持ち ながら地域とともに丁寧に検討していきます。

深PPP:「パブリック・プライベート・パートナーシップ」の略称。官民が連携して公共サービスの提供を行う事業手法の総称。 PFIや指定管理者制度はPPPの代表的な手法。

② 地域とともにある学校づくり(通学区域の見直しなど)

小・中学校の適正規模・適正配置の取組を進めるにあたっては、児童・生徒や未就 学児の保護者の声はもとより、地域住民の十分な理解と協力が不可欠であることから、 「小中一貫教育」に合わせたコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の理念 を生かしながら、丁寧な議論を行っていくこととします。

また、通学区域と自治会の区域が異なる学校や、卒業する児童が分かれて複数の中学校へ進学する小学校などについて、必要に応じて静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会を通じて学区の在り方の見直しを進めていくこととします。

【参考】施設一体型小中一貫校新設の場合

●開校までの検討プロセスの例

- ①地域・保護者等からの要望書の提出
 - ■②教育委員会における検討・協議
 - →③庁内における検討・協議(方向性の合意)
 - →4)地域との十分な合意形成(地元説明会等の実施)
 - → 5 庁内における方針決定
 - <施設整備が生じる場合>
 - ➡⑥基本計画、基本設計、実施設計の実施
 - →⑦工事・引っ越し
 - **→**8開校

●開校にあたり検討すべき項目例

- ・教育課程・・・小・中学校9年間の系統性を確保した教育課程の編制など学習の充実
- ・教員配置・・・教育活動の充実を図る教員の配置など
- ・施設整備・・・老朽化対策や、施設の長寿命化や複合化を見据えた施設整備、 特別支援学級等を考慮した教室数や、地域のコミュニティの核と しての機能の検討など魅力ある教育環境のための施設整備、
- ・施設配置・・・防災拠点としての機能を備えた環境整備
- ・通学支援・・・必要に応じてスクールバスや遠距離通学の補助、通学路の整備など
- ・跡地利用・・・市アセットマネジメント基本方針や「「統廃合により生じる跡地の処分・活用に係るルール」」沿った適切な跡地活用や売却など(地域とと もに丁寧に検討)
- ・心のケア・・・統廃合により大きくなった集団規模に適応できるよう子どもたちへの 心のケア等の配慮

(4) 本方針の見直し時期について

本方針については、第4次静岡市総合計画及び第3期静岡市教育振興基本計画の終了 年度である、令和12年度内を目途に、子どもたちへの教育的効果を振り返りつつ見直し を行うこととします。

6 添付資料

資料①__市立小·中学校一覧

資料②__方針改定にかかる検討概要

静岡市立小学校・中学校 一覧表

◎ 小学校

R10:複式学級調整

(O) .	小学校														R10:複元	Sec. 1997.
番号	学校名	所在地	創立年月日	校地面積	令和	4年度	令和10	年度推計	対令和	4年度比		校舎構造	ř	体	育館・譜 (ml)	堂
				(m²)	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	鉄筋	木造	その他	鉄筋	木造	その他
1	番町小	葵区新富町一丁目23番地の1	平成18年4月1日	10, 948	19	559	13	385	-6	-174	5, 937	0	133	1,020	0	(
2	新通小	葵区駒形通二丁目4番47号	明治34年4月1日	11, 267	- 8	213	7	164	-1	-49	6, 456	0	112	655	0	(
3	駒形小	葵区南安倍二丁目1番1号	昭和24年4月1日	16, 912	7	186	6	157	-1	-29	3, 367	0	73	919	0	(
4	安西小	葵区安西一丁目96番地の3	大正4年4月1日	8, 608	- 11	306	12	291	1	=15	5, 066	0	0	701	0	(
5	田町小	葵区田町五丁目70番地	昭和2年4月5日	19, 999	12	306	10	232	-2	-74	4, 865	0	55	944	0	(
6	井宮小	葵区平和一丁目7番1号	昭和10年4月1日	17, 701	14	403	12	341	-2	-62	5, 407	15	99	925	0	(
7	井宮北小	葵区上伝馬2番1号	昭和49年4月1日	18, 480	15	432	12	323	-3	-109	4, 543	13	78	828	0	(
8	安倍口小	葵区安倍口新田50番地	明治7年11月1日	16, 378	- 8	192	7	188	-1	-4	6, 058	0	55	819	0	(
9	美和小	葵区遠藤新田69番地の1	昭和57年4月1日	17, 269	5	59	4	33	-1	-26	7, 091	0	3	964	0	(
10	足久保小	葵区足久保奥組741番地の1	明治7年5月1日	9, 172	6	164	6	124	0	-40	2, 505	0	73	662	0	(
11	伝馬町小	葵区伝馬町14番地の2	明治34年4月1日	8, 915	- 11	297	12	267	1	-30	4, 342	0	43	831	0	(
12	葵小	葵区城内町7番9号	平成19年4月1日	27, 397	22	646	19	547	=3	-99	6, 921	0	32	919	0	(
13	横内小	葵区緑町1番1号	大正15年4月1日	16, 491	21	613	18	568	-3	-45	5, 591	0	114	1, 049	0	(
14	安東小	葵区安東三丁目16番1号	明治7年3月11日	15, 649	25	783	22	694	-3	-89	6, 019	0	201	818	0	(
15	竜南小	葵区竜南一丁目23番1号	昭和39年4月1日	22, 064	19	590	18	511	Si.	-79	5, 855	0	158	819	0	(
16	城北小	葵区北安東四丁目27番3号	昭和58年4月5日	17, 935	19	568	16	444	-3	-124	8, 009	0	0	965	0	(
17	千代田小	葵区沓谷五丁目47番地の1	明治40年7月15日	22, 813	25	773	21	648	-4	-125	6, 280	0	131	828	0	C
18	千代田東小	葵区川合三丁目4番1号	昭和49年4月5日	18, 292	17	494	13	354	-4		5, 931	0	64	829	0	C
19	北沼上小	葵区北沼上1020番地	明治7年11月1日	6, 343	3	28	3	19	0	-9	1, 994	47	42	0	0	437
20	麻機小	葵区有永421番地の1	明治7年6月15日	25, 940	13	372	12	322	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	-50	6, 461	0	52	819	0	C
21	西奈小	葵区瀬名三丁目23番1号	明治7年7月5日	18, 079	22	687	22	673	0	-14	6, 358	0	185	828	0	0
	西奈南小	葵区南瀬名町1番20号	昭和54年4月1日	19, 635	22	667	18		-4		7, 063	0		834	0	
23	賤機南小	葵区松富三丁目1番46号	大正14年4月1日	14, 027	19	533	17		-2		5, 765	0	0	840	0	(
24	賤機中小	葵区牛妻2095番地の2	明治7年5月22日	5, 406	6	55	3		-3		2, 269	0	33	504		
	賤機北小	葵区俵沢234番地の1	明治7年6月1日	7, 836	3	17	3		0		2, 089	0	-	464	0	100
	松野小	葵区松野598番地の2	明治7年4月1日	15, 915	5	45	4		-1	777	2, 276	0		518	0	(
27	大河内小(小中一貫)	葵区平野1850番地の3	明治7年4月1日	9, 862	3	15	3		0		1, 666	0	127	共用	0	
	梅ケ島小(小中一貫)	葵区梅ケ島1309番地の1	明治35年5月28日	13, 169	3	12	3		0		1, 364	0		共用	0	(
29	玉川小(小中一貫)	葵区落合103番地の3	明治6年2月20日	12, 520	31	13	3		0		1, 770	10		518		
30	井川小(小中一貫)	葵区井川1561番地の3	明治7年4月10日	18, 594	1		3		2		1, 498	0	582	824		なし
31	服織小	葵区羽鳥六丁目9番1号	明治7年8月6日	19, 155	31	926	25		-6		7, 216	0		827		-5-0
	服織西小	葵区新間759番地の1の1	明治7年8月28日	10, 078	6	105	6		0		3, 427	0		662		
	南藁科小	葵区吉津400番地	明治41年4月1日	10, 542	6	124	6		0		<u> </u>			662	0	
34	中藁科小	葵区大原942番地の1	明治10年11月6日	12, 089	6	65	3		-3		2, 262	0		662		
35	中藁科小	奏区小布杉1756番地の1	明治22年10月1日	3, 254	0	00		30	,		414	0			0	509
36	小布杉分校(休校) 水見色小	英区水見色1040番地の3	明治25年5月4日	5, 039	3	6		1	0		1, 247	0		348	0	30:
	清沢小				3		3				_	0		507		
37	大川小(小中一貫)	葵区相俣99番地の1	明治5年5月	7, 304 6, 182	31	22 9	3		0	000000000000000000000000000000000000000	2, 090 1, 739	0		共用		<u> </u>
	中田小	葵区日向853番地 駿河区中田二丁目14番1号	明治7年4月1月 昭和12年4月1日	6, 182 15, 276		604			-4			0		共用 836	0	<u> </u>
40			再昭和24年4月1日		20				-1		5, 711					<u> </u>
	中島小	駿河区中島2992番地の1	昭和12年 4月 1日	19, 584	13	376	12				6, 453	0	124	828	- 0	<u> </u>
	大里東小	駿河区高松2310番地	明治31年4月1日	13, 345	7	176	6		÷1		4, 293	-	54	662	U	<u> </u>
43	大里西小	駿河区中原400番地	明治6年6月4日	14, 549	23	754	19		-4		5, 042	0		819	0	<u> </u>
44	大谷小	駿河区大谷3683番地の2	明治7年3月20日	13, 335	12	352	12		0		4, 103	0	-	657	0	<u> </u>
45	久能小	駿河区古宿213番地の2	明治25年6月1日	6, 766	3	27	3		0		2, 246	0	18	0	712	(
46	宮竹小	駿河区宮竹二丁目12番1号	昭和60年4月1日	16, 531	17	452	12		- 5		5, 523	0	0	760		-
47	森下小	駿河区森下町2番1号	昭和4年5月15日	14, 146	12	362	14		2		5, 059	0		825	0	<u> </u>
48	東豊田小	駿河区池田491番地の2	明治43年2月5日	13, 249	27	799	26		. ∖∂21		6, 596	0		813	0	-
	西豊田小	駿河区曲金二丁目8番80号	明治9年11月3日	19, 662	29	928	23		-6		7, 622	0	162	828	0	-
	富士見小	駿河区登呂一丁目1番1号	昭和28年4月1日	16, 574	18	485	18		0		6, 016	0		828	0	<u> </u>
51	南部小	駿河区南八幡町11番1号	昭和44年4月1日	17, 360	12	354	11		J	C (C (C (C (C (C (C (C (C (C (5, 060	0			0	<u> </u>
52	東源台小	駿河区国吉田六丁目7番45号	平成7年4月1日	18, 779		580	18		0		4, 860	0		915	0	(
53	長田西小	駿河区丸子六丁目15番65号	明治19年4月1日	17, 633	20	570	14	421	-6	-149	6, 411	0	177	1, 203	0	(

◎ 小学校 R10:複式学級調酬

	小字校				令和4年度		令和10年度推計		対令和	4年度比		交舎構造	Î	体	育館・講	(学級調) [堂
番号	学校名	所在地	創立年月日	校地面積 (m)	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	鉄筋	(m) 木造	その他	鉄筋	(ml) 木造	その他
54	長田南小	駿河区広野四丁目7番1号	明治19年6月1日	16, 029	16	456	12	286	-4		6, 368	0	223	1, 061	0	0
55	長田東小	駿河区東新田三丁目10番1号	昭和46年4月1日	17, 488	27	828	19	618	-8	-210	6, 436	0	108	819	0	0
56	長田北小	駿河区向敷地890番地	昭和50年4月1日	18, 875	18	484	13	352	-5	-132	5, 328	0	137	828	0	0
57	川原小	駿河区下川原四丁目14番1号	昭和55年4月1日	19, 203	16	436	13	374	-3	-62	6, 900	0	324	963	0	0
58	清水入江小	清水区追分二丁目3番1号	明治6年9月	19, 192	22	663	17	482	-5	-181	5, 568	40	111	944	0	0
59	清水浜田小	清水区浜田町11番1号	昭和29年4月1日	13, 363	6	151	6	131	0	-20	4, 079	0	113	867	0	0
60	清水岡小	清水区神田町4番3号	大正15年10月1日	18, 643	17	498	17	478	0	-20	5, 700	35	77	1, 058	0	0
61	清水船越小	清水区船越三丁目15番 1 号	昭和52年4月1日	19, 177	20	577	18	489	-2	-88	5, 012	0	136	1, 016	0	0
62	清水有度第一小	清水区有度本町3番1号	明治7年2月	20, 515	23	722	18	552	-5	-170	6, 137	73	27	1, 041	0	0
63	清水有度第二小	清水区草薙杉道三丁目19番1	昭和43年4月1日	19, 436	26	798	23	684	-3	-114	6, 214	0	0	856	0	0
64	清水小	清水区松井町15番1号	明治7年5月6日	22, 110	8	188	6	111	-2	-77	5, 661	0	107	1, 241	0	0
65	清水不二見小	清水区新緑町2番21号	明治22年12月28日	16, 377	13	394	17	447	4	53	5, 445	0	165	793	0	0
66	清水駒越小	清水区駒越東町2番20号	明治7年10月	13, 651	11	260	8	208	-3	-52	3, 763	0	78	887	0	0
67	清水三保第一小	清水区三保1069番地の1	明治8年9月11日	19, 463	10	235	10	223	0	=12	4, 810	0	282	876	0	0
68	清水三保第二小	清水区折戸五丁目8番2号	昭和45年4月6日	23, 048	6	73	6	43	0	-30	4, 379	0	65	849	0	0
69	清水辻小	清水区辻四丁目3番40号	明治26年5月	12, 459	12	282	10	238	-2	-44	4, 285	0	61	931	0	0
70	清水江尻小	清水区江尻町14番63号	明治6年3月	20, 196	11	320	11	246	0	-74	4, 246	0	108	1, 235	0	0
71	清水飯田小	清水区下野中2番40号	明治6年2月	16, 080	18	567	15	466	-3	-101	5, 915	0	126	1, 026	0	0
72	清水飯田東小	清水区八坂北一丁目23番40号	昭和54年4月1日	17, 713	13	397	12	289	-1	-108	5, 574	0	101	1, 033	0	0
73	清水高部小	清水区押切1115番地の2	明治7年7月29日	19, 294	12	341	12	275	0	-66	6, 130	0	25	1, 055	0	47
74	清水高部東小	清水区押切1907番地	昭和57年4月1日	21, 749	18	576	16	433	-2	-143	0	0	6, 220	992	0	0
75	清水袖師小	清水区袖師町420番地	明治22年3月	18, 709	15	410	11	298	4	-112	6, 612	0	76	1, 911	0	96
76	清水庵原小	清水区庵原町1723番地	明治6年10月8日	17, 077	14	371	11	280	-3	-91	5, 561	0	7	1, 061	0	0
77	清水興津小	清水区興津中町350番地の1	明治4年3月	20, 728	18	528	14	424	-4	-104	5, 995	0	74	1, 147	0	0
78	清水小島小	清水区小島町619番地	明治7年3月	11, 275	6	147	6	98	0	-49	2, 915	40	21	851	0	0
79	清水小河内小	清水区小河内2723番地	明治6年12月	10, 730	3	27	3	13	0	-14	2, 386	0	61	804	0	0
80	清水宍原小	清水区宍原919番地	明治6年5月	5, 205	3	15	3	5	0	-10	1, 835	17	78	766	0	0
83	育水 阿河 内 小 (小 中 一 質)	清水区和田島611番地	明治7年11月15日	10, 864	6	67	4	40	-2	-27	1, 402	21	70	784	0	28
84	蒲原東小	清水区蒲原666番地	昭和27年4月1日	20, 491	6	163	6	117	0	-46	0	104	4, 218	0	0	1,078
85	蒲原西小	清水区蒲原新田二丁目25番1 号	明治6年2月4日	17, 249	10	221	6	170	-4	-51	5, 031	5	6	0	0	847
86	由比小	清水区由比町屋原329番地	昭和42年4月1日	15, 155	11	239	6	108	-5.	-131	4, 783	6	27	0	0	1, 269
87	由比北小	清水区由比入山2158番地	明治7年12月	6, 399	4	32	2	9	-2	-23	1, 589	0	0	0	0	690
計				1, 317, 058	1,075	29, 571	926	24, 110	-149	-5, 461	387, 026	486	18, 103	65, 932	1, 236	5, 121

◎中学校

	字校	all Egg	校地面積	令和	4年度	令和10	年度推計	対令和	4年度比	ŧ	交舎構造 (㎡)			育館 n')	武道場
番号	学校名	創立年月日	(m²)	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	鉄筋	木造	その他			(m²)
1	籠上中	昭和22年4月1日	22, 806	13	402	12	344	-1	-58	6, 995	0	31	979	0	883
2	末広中	昭和22年4月1日	16, 536	14	443	15	448	1	5	6, 961	0	95	1,658	0	1, 193
3	安倍川中	昭和28年4月1日	14, 205	8	216	8	216	0	0	4, 814	0	0	840	0	632
4	美和中	昭和22年4月1日	29, 453	9	252	6	155	-3	97	5, 048	0	223	828	0	887
5	城内中	昭和22年4月1日	16, 518	14	465	16	492	2	27	8, 972	0	84	848	0	711
6	安東中	昭和31年4月6日	20, 154	18	598	17	548	-1	-50	7, 237	0	0	1, 236	0	1, 219
7	東中	昭和28年4月1日	22, 267	23	737	23	731	0	-6	8, 415	0	113	938	0	858
8	西奈中	昭和22年4月22日	24, 496	11	342	10	277	-1	−6 5	6, 839	0	0	829	0	871
9	観山中	昭和53年4月1日	24, 519	17	537	15	459	-2	-78	8, 698	0	94	851	0	737
10	竜爪中	昭和62年4月1日	21, 537	12	407	11	338	-1	-69	6, 031	0	0	1, 208	0	739
11	賤機中	昭和28年4月1日	21,861	10	314	9	255	-1	-59	4, 616	0	277	684	0	868
12	大河内中(小中一	昭和22年5月3日	8, 006	3	6	3	9	0	3	1,661	4	341	621	0	なし
13	梅ケ島中(小中- 貫)	昭和22年4月1日	13, 867	3	7	2	5	-1	-2	1, 447	0	75	766	0	なし
14	玉川中(小中一賞)	昭和22年4月1日	10, 451	2	7	3	6	1	=1	1,692	0	30	464	75	なし
15	井川中(小中一貫)	昭和22年4月1日	18, 594	2	3	1	1	-1	-2	1, 498	0	582	824	0	なし
16	服織中	昭和22年4月12日	20, 394	16	539	15	507		-32	6, 584	0	88	828	48	762
17	藁科中	昭和22年4月1日	19, 154	3	42	3	33	0	-9	2, 424	0	108	698	0	なし
18	大川中(小中一貫)	昭和22年4月1日	3, 975	3	10	3	7	0	-3	1, 975	0	61	0	568	なし
19	大里中	昭和22年4月1日	30, 717	21	673	17	528	-4	-145	7, 687	0	67	834	0	1, 087
20	南中	昭和55年4月1日	21, 856	17	545	13	402	-4	-143	6, 910	0	355	1, 305	0	828
21	中島中	昭和63年4月1日	22, 004	6	176	6	143	0	-33	5, 686	0	0	1,214	0	749
22	豊田中	昭和22年4月1日	27, 956	15	458	15	470	0	12	5, 972	0	422	1,330	0	863
23	東豊田中	昭和25年10月15日	22, 108	17	547	18	587	1	40	5, 672	0	401	969	0	847
24	高松中	昭和24年6月1日	33, 014	14	449	13	399	-1	-50	6, 501	15	173	1, 345	0	843
25	長田西中	昭和22年4月1日	22, 954	17	526	14	427	-3	-99	6, 992	0	41	1, 357	0	833
26	長田南中	昭和22年5月1日	26, 445	18	591	16	519	-2	-72	7, 001	0	375	1,486	0	1, 105
27	城山中	昭和59年4月1日	25, 620	9	257	6	165	-3	-92	6, 610	0	50	1, 339	0	855
28	清水第一中	昭和22年4月1日	22, 741	11	308	9	272	-2	-36	4, 792	0	107	980	0	382
29	清水第二中	昭和22年4月1日	32, 127	19	642	17	558	-2	-84	7, 493	0	327	1, 933	0	432
30	清水第三中	昭和22年4月1日	23, 742	6	136	3	72	-3	-64	4, 472	0	22	1,275	0	282
31	清水第四中	昭和22年4月1日	34, 164	12	357	9	237	-3	-120	5, 250	0	630	813	0	なし
32	清水第五中	昭和22年4月1日	28, 286	6	168	4	107	-2		5, 486	0	241	1,215	0	375
33	清水第六中	昭和33年4月1日	22, 526	14	451	13	404	-1		6, 116	0	346	974	0	なし
34	清水第七中	昭和22年4月1日	23, 506	20	644	23	745	3		7, 503	0	145	1, 405	0	370
35	清水第八中	昭和36年4月1日	20, 651	12	347	10	294	-2		5, 058	0	222	869	0	なし
36	清水飯田中	昭和56年4月1日	37, 773	15	467	12	399	-3	-68	6, 191	0	351	1, 170	0	なし
37	清水袖師中	昭和22年4月22日	16, 247	8	206	6	146	-2	-60	5, 463	0	35	996	0	369
38	清水庵原中	昭和22年4月1日	15, 853	7	189	6	142	±1		3, 786	0	228	1, 176	0	362
39	清水興津中	昭和22年5月	22, 314	8	229	9	221	1		5, 679	0	417	1, 137	0	393
40	清水小島中	昭和22年5月1日	13, 035	3	91	3	73	0	-18	3, 265	0	146	928	0	472
41	清水両河内中 (小中一貫)	昭和22年5月3日	13, 033	3	41	3	26	0	-15	2, 346	17	164	744	0	なし
42	蒲原中	昭和22年4月22日	37, 779	6	176	6	175	0	-1	5, 189	0	397	1, 207	0	575
43	由比中	昭和22年4月1日	23, 174	5	120	3	94	-2	-26	4, 111	0	267	1,358	0	446
計			948, 418	470	14, 121	426	12, 436	-44	-1,685	233, 138	36	8, 131	44, 459	691	22, 828

【方針改定にかかる検討概要】

- 令和4年4月 「静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針改定検討会」設置 【構成員】10名(※次頁参照) 学識者、地域代表、保護者代表、市民及び学校長(各2名)
 - 6月 第1回検討会
 - ・適正規模・適正配置の基本的な考え方について
 - ・保護者アンケート、地域ヒアリング項目について

7月~9月 アンケート調査

- ①小・中学校保護者(10,880件)
- ②未就学児保護者代表(72件)
- ③各区自治会連合会 連合会長·連合自治会長(69件)

ヒアリング調査

- ①市自治会連合会三役(6名)
- ②市 PTA 連絡協議会二役(6名)

10月 第2回検討会

- ・各種アンケート・ヒアリング調査結果について
- ・取り組む対象となる学校の優先度の考え方について
- ・改定方針(素案)について

12月 第3回検討会

- ・保護者アンケート調査(最終結果)について
- ・改定方針(修正案)について

静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針改定検討会委員名簿

役 職	:職 氏 名		選出区分	所 属 等
会長	会長 島田 <u>桂吾</u>		学識経験者	静岡大学 大学院教育学研究科 教育実践高度化専攻 准教授
副会長	ょりぃ ひろゆき 堀井 啓幸	男	学識経験者	常葉大学 教育学部 生涯学習学科 教授
委員	中村満	男	地域住民代表	葵区自治会連合会 副会長
委員	すみくら まさかず 隅倉 正員	男	地域住民代表	清水区自治会連合会 副会長
委員	^{みぞぐち れいこ} 溝口 玲子	女	保護者代表	静岡市PTA連絡協議会 副会長
委員	ぉゕざき ゕ ゙゙゙゙゙゙ゕぇぇ 岡﨑 嘉苗	女	保護者代表	静岡市PTA連絡協議会 理事
委員	堀住 京子	女	公募市民	市民公募
委員	新間 朋子	女	公募市民	市民公募
委員	しばた ゆ か り 柴田 由香里	女	学校代表	静岡市立清水小学校 校長
委員	aがむら ひきひと 岡村 寿人	男	学校代表	静岡市立安東中学校校長